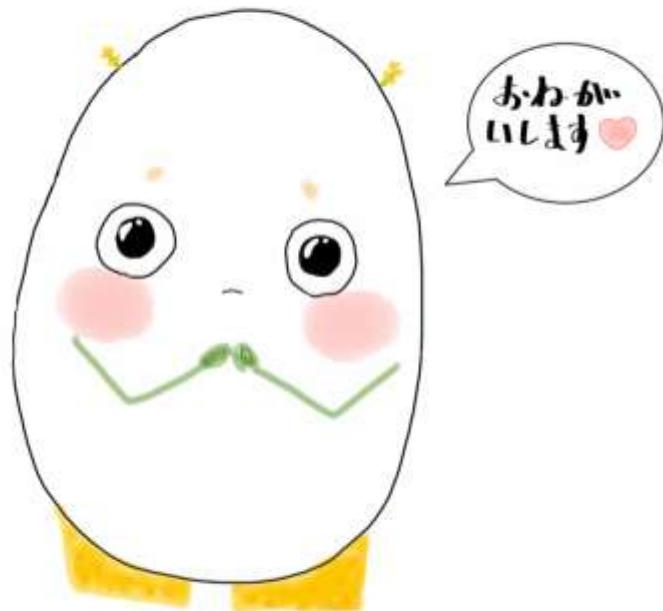


令和7年度 第3回（第6期第2回） 安平町未来創生委員会

議 案

安平町への移住をおねがいする顔



令和5年度卒業の早来学園9年生が授業で作成した町非公式キャラクター「あびたまなっちー」

子ども達にも安平町に親しみを持ってほしいと願いから創られた。

日 時 令和7年12月11日（木）13時30分～

場 所 安平町役場 総合庁舎（大会議室）及びオンライン

【会議レジュメ】

1 開 会	
2 安平町未来創生委員会委員 自己紹介 ※前回欠席の方のみ	· · · · · P 1
3 議 事	
(1) 前回の振り返りと本日の議題の確認について	· · · · · P 2
(2) 安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	· · · · · P 6
(3) 第3次安平町総合計画策定について	· · · · · P 69
(4) 安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略について	· · · · · P 79
(5) 令和6年度における各種交付金事業の効果検証について	· · · · · P 81
➤ 物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業	
➤ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業	
4 そ の 他	
5 閉 会	

【議事（1）前回の振り返りと本日の議題の確認について】

安平町未来創生委員会

○未来創生委員会委員 14名以内(非常勤特別職)

○委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の有識者に出席いただき、その説明及び意見を求めてることとしています。

■任期 2年（令和7年7月31日～令和9年7月30日）

○報酬と費用弁償

「安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、

委員長：3,500円／回

他委員：3,000円／回

また、右の表に基づき、お住いの地域によって規定される距離に応じたお車代を出席者に対してお支払いします。

@37円／km

※外部有識者の方は、これと別枠

○開催頻度

例年は、2回／年

本年度及び来年度は、増加の見込み

NO	地区名	早来封合庁舎までの距離	追分総合支所までの距離
3	安平(安平駅)	7km	7km
4	遠浅(遠浅駅)	6km	18km
5	早来端地(みづほ館)	9km	9km
6	早来緑丘(緑丘会館)	8km	10km
7	早来守田(守田小学校)	4km	13km
8	東早来(すずらん橋)	3km	11km
9	早来北進(北進会館)	2km	12km
10	早来新栄(第1新栄会館)	3km	16km
11	早来新栄(第2新栄会館)	5km	18km
12	早来源武(源武会館)	6km	19km
13	早来富岡(緑丘管理センター)	6km	18km
14	追分本町・追分花園・追分若草・追分柏が丘・追分緑丘・追分青葉・追分白樺・追分中央	1.3km	0km
15	追分組(旭神社)	2.2km	3km
16	追分向陽(旭陽会館)	2.0km	7km
17	追分美園(斐町橋)	1.6km	3km
18	追分春日(明春辺神社)	1.0km	3km
19	追分許多(明春辺会館)	1.1km	4km
20	追分豊栄(豊栄会館)	1.1km	3km

○委員及び外部有識者のみなさまの役割

安平町未来創生委員会条例（抄）

（所掌事務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号）第23条に規定する総合計画
（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項

(2) その他町長が特に必要と認める事項

2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

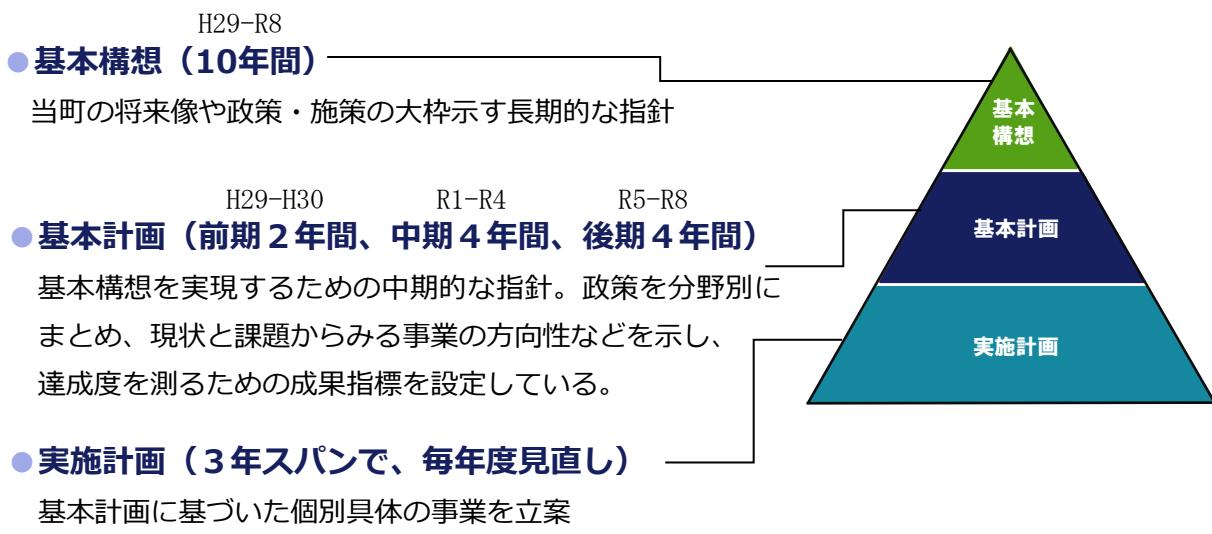
(1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定、見直し及び進行管理に関する事項

(2) 総合計画の見直し及び進行管理に関すること。

(3) その他町長が特に必要と認める事項

【議事（1）前回の振り返りと本日の議題の確認について】

【第2次安平町総合計画の構成と期間】



○本編及びダイジェスト版のホームページへの掲載



<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku>

※紙配布の方へは、「基本構想」ダイジェスト版を同封しています。

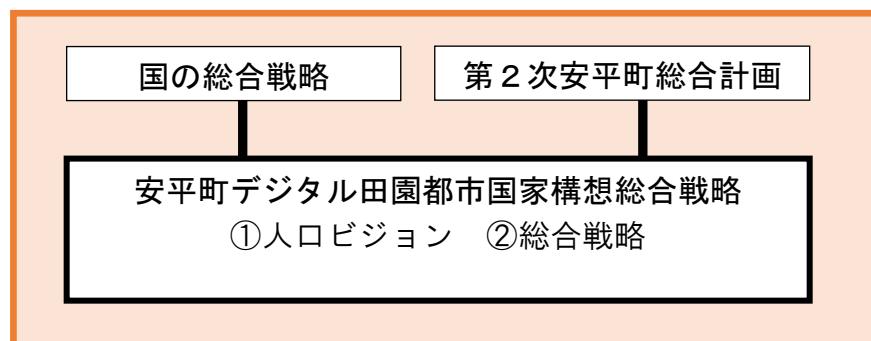
【安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の位置づけと期間】

①総合戦略の位置づけと策定背景

まち・ひと・しごと創生法第10条で策定が義務付けられるものであり、当町では第2次安平町総合計画の下位計画として位置付けています。

コロナ禍での社会情勢の変化を教訓に、デジタルの力を活用した地域課題の解決を加速化・深化することが国全体の方針として示されたことを受けています。

[安平町総合計画との関係]



②計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年としています。

【議事（1）前回の振り返りと本日の議題の確認について】

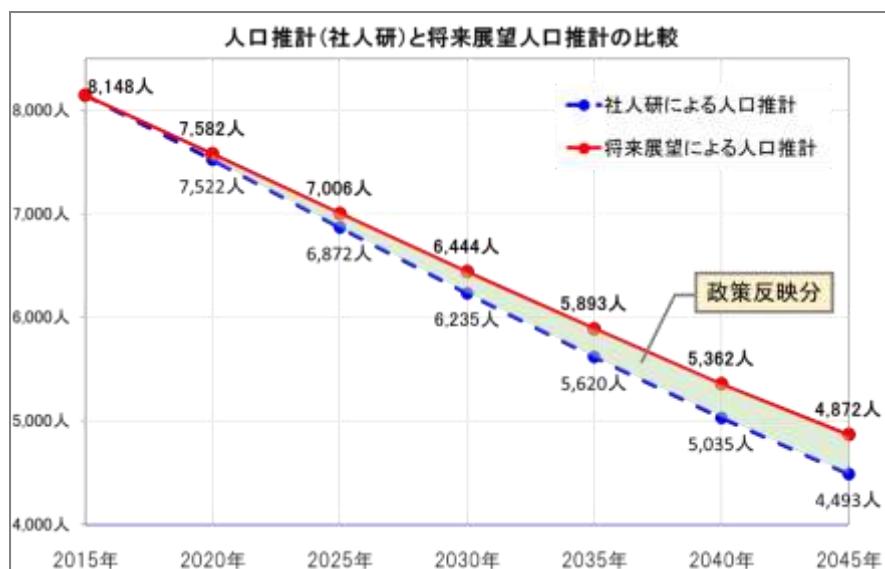
○本編及びダイジェスト版のホームページへの掲載

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku/1362>



【総合計画と総合戦略の関係性】

【安平町が目指すゴール】～総合計画と総合戦略で示す目的



社人研が推計した4,493人よりも多い4,872人を目指す、つまり、人口減少を抑制することが目的／ゴールと設定されている。

【ゴールを目指す理由】～総合計画と総合戦略の根底にあるもの

人口減少による次の懸念を示している。

- ・公共サービスの質と量の低下
- ・地域コミュニティ機能の低下



まちの持続可能性に課題

【これを解決するための定性的目標】～総合計画と総合戦略の目的達成へ

「子どもが元気だと、高齢者も元気！」

「マチの未来には、若者の力が必要！」（アンケートで寄せられたご高齢の方の声）



あらゆる世代の人々が、できる範囲でまちづくりに関わる（基本構想）



目標：まちの皆さんの主体性を育む支援をすること

【議事（1）前回の振り返りと本日の議題の確認について】

【本日の議題】

（2）安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

【安平町未来創生委員会条例第2条第2項第3号関係】

令和7（2025）年度で期間が満了することから、計画の変更（延長）に向けて準備を進めています。この内容について、ご意見いただきたいと考えます。

（3）第3次安平町総合計画策定について

【安平町未来創生委員会条例第2条第1項第1号関係】

令和7年8月27日開催の未来創生委員会にて、町長より本委員会へ策定が諮問されましたことを踏まえ、その後の進捗状況等をご報告します。

（4）安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略について

【安平町未来創生委員会条例第2条第1項第1号関係】

令和7年6月13日「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、これを踏まえた総合戦略へ見直すこととされていることを踏まえ、今後の進めた方についてご報告します。

（5）令和6年度における各種交付金事業の効果検証について

【安平町未来創生委員会条例第2条第2項第2及び3号関係】

コロナ禍以降継続して実施される物価高騰支援や安平町の総合戦略に基づき実施される事業について、国から交付金の交付を受けて特別に実施する事業に係る昨年度の効果検証について、ご意見いただきたいと考えます。

○安平町未来創生委員会条例

（所掌事務）

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

（1）安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号）第23条に規定する総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項

（2）その他町長が特に必要と認める事項

2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項に関し、町長に意見を述べることができる。

（1）まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定、見直し及び進行管理に関する事項

（2）総合計画の見直し及び進行管理に関すること。

（3）その他町長が特に必要と認める事項

【議事（2）安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について】

国（総務省）の過疎対策



過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

1. 前文・目的（1条）

・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

2. 過疎地域の要件（2条、3条、41条～43条）

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

＜見直しのポイント＞

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年→昭和50年）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%→23%）
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定（財政力指数は市町村平均（0.51）以下ではなく市平均（0.64）以下）
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年（昭和35年）の併用、「みなし過疎」の継続措置

＜令和2年国勢調査結果による過疎地域の増減＞	
令和3年4月1日時点	820団体
新規団体	+) 65団体
令和4年4月1日時点	885団体

※令和7年国勢調査についてもその結果に応じ、追加公示を実施

3. 卒業団体への経過措置（附則4条～8条）

- ・期間を6年間（財政力が低い団体は7年間）に延長（旧法：5年間）
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加（旧法：国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行）

4. 過疎対策の目標（4条）

- ・目標の項目の追加（人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等）

5. 支援措置（12条～40条）

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・都道府県代行（基幹道路、公共下水道）
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・配慮措置
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・過疎対策事業債
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・国庫補助率のかさ上げ
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

6. その他（6条、8条、9条、45条）

- ・都道府県の責務を規定（広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等）
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加（目標、計画の達成状況の評価等）
- ・主務大臣の追加（文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣）

7. 施行期日（附則1条）

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の时限

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更に関する意見募集要領

安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

この計画は、過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年4月1日施行。令和13年3月31日まで10年間の期限）に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するものです。

現在の計画は令和3～7年度までの5年を計画期間としていましたが、令和8年度以降も当該法律が施行されるまでの間、引き続き財政上の優遇措置を受けるため、令和8年度から令和12年度まで期間を延長して定めるものです。

つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

1. 意見募集の対象

安平町過疎地域持続的発展市町村計画（変更案）

2. 公表する資料

- ①安平町過疎地域持続的発展市町村計画（変更案）の概要について
- ②安平町過疎地域持続的発展市町村計画（変更案）
 - ・見え消し版
 - ・溶け込み版

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送：安平町役場 総合庁舎 政策推進課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

総合庁舎 政策推進課（0145-22-2026）

- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

政策推進課：kikaku@town.abira.lg.jp

- ⑤オンライン回答フォーム：<https://www.harp.lg.jp/RudNw5xJ>

※右の二次元コードをご活用ください。



5. 意見募集期間

令和7年11月10日（月）～令和7年12月3日（水）

①持参：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分

②郵送：12月3日（水）付けの消印まで有効

③ファクシミリ、電子メール・オンライン回答フォーム：24時間受付（土日、祝日含む）

6. 提案対象者

安平町市民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

①町内に居住又は通勤・通学している方

②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

寄せられた意見と町の考え方について、町ホームページや広報紙などで公表を予定します。

8. その他

①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問合せ先・提出先

〒059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場 政策推進課 政策推進グループ

電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026

E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp

安平町過疎地域持続的発展市町村計画

変更案

自 令和38年度
至 令和712年度

北海道勇払郡安平町

令和3年9月策定
令和5年3月変更
令和6年3月変更
令和8年3月変更

目 次

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 市町村行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	<u>13</u> 14

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	<u>14</u> 15
(2) その対策	<u>17</u> 18
(3) 計画	<u>20</u> 21
(4) 産業振興促進事項	<u>21</u> 23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	<u>21</u> 23

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	<u>22</u> 24
(2) その対策	<u>22</u> 24
(3) 計画	<u>23</u> 25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	<u>23</u> 25

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	<u>24</u> 26
(2) その対策	<u>25</u> 27
(3) 計画	<u>26</u> 28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	<u>27</u> 29

6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	2830
(2) その対策	3132
(3) 計画	3234
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3335
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	3436
(2) その対策	3537
(3) 計画	3739
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3740
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	3841
(2) その対策	3841
(3) 計画	3942
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3943
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	4044
(2) その対策	4145
(3) 計画	4347
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4448
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	4549
(2) その対策	4549
(3) 計画	4650
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4650
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	4751
(2) その対策	4751
(3) 計画	4852
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4852

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点	4953
(2) その対策	4953
(3) 計画	4953
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4954

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	5055
(2) その対策	5055
(3) 計画	5156
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5156

1 基本的な事項

(1) 安平町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

安平町は、北海道の道央圏に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苦小牧市、西は千歳市に接し、総面積約 237km²を有する町で、道都札幌市からは約 50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港からは約 20km 程度、北海道の海の玄関口である苦小牧港からは約 25km 程度の位置にあり、交通の便は良く、気候も温暖で積雪は比較的少ない地域といえます。

町の歴史は、明治 22 年にフモンケ（現在の早来富岡）に佐々木夫妻が入植・開墾したことから歴史がはじまり、明治 25 年に夕張線と室蘭線の分岐点として追分停車場線が開業され開通すると、鉄道の拠点として鉄道関係者など等の入植者入地者が追分地区を中心に急増し、鉄道の開通に伴い開拓により開墾が進み、農業関係者の移住により早来地区では農林業、馬産業が発展しました。

その後、明治 33 年には苦小牧村から分村し安平村となり、昭和 27 年に安平村から追分村が分村し、後に安平村は早来町となり追分村は追分町として、それが地域の特性を活かしながらまちづくりを進めてきましたが、53 年余りの歳月を経て、平成 18 年 3 月に再び一つの町となり、安平町として歩むこととなりました。

社会的・経済的な条件は、東西に JR 石勝線、南北に JR 室蘭本線が走り、これに並行して東西に北海道横断自動車道、南北に国道 234 号が走り、交点には追分町インターチェンジを有するなど等交通の要衝となっており北海道横断自動車道の開通により、十勝圏や道東圏などとの物流や観光・交流人口の拡大が期待されています。

しかししながらそうした中、平成 30 年 9 月 6 日には激甚災害に指定された北海道胆振東部地震が発生し、安平町では震度 6 強の強い揺れを観測しました。これにより各種施設、道路、水道、住家など等に甚大な被害を受けましたが、震災からの早期復旧と、「ピンチをチャンスに」を合言葉に、未来へつながる復興を目指してまちづくりを進めてきました。

②過疎の状況

国勢調査による当町の人口は、昭和 35 年の 14,485 人から減少を続け、平成 2 年には 1 万人を割り 9,519 人、令和 3 年 3 月末時点の住民基本台帳では 7,5047,206 人となっています。このように過疎化が進行した要因は、全国的な人口減少や国鉄分割民営化、離農や商店街の疲弊に加え、平成 30 年北海道胆振東部地震を影響とした人口流出が要因と考えられます。

このような流れの中、当町では昭和 55 年の「過疎地域振興特別措置法」や平成 2 年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年に施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき過疎計画を策定し、交通網等の整備や教育文化施設、福祉施設等の整備拡充を図りながら、住宅団地の分譲や民間アパートの建設誘導など等の「移住定住化施策」を地道に進め、定住人口の維持・確保に努めてきましたが、人口減に歯止めをかけるまでには至っていません。

このため、人口減少・少子化対策として、「子育て・教育」分野を優先すべき政策分野として位置

付けながら、各種移住定住対策を推進することで、移住定住施策と少子化対策を組み合わせながら、新たな魅力ある人口増加施策を検討し推進することとしています。

③産業構造の変化

昭和 35 年の産業別就業人口比率は、第 1 次産業が 43.5%、第 2 次産業が 12.5%、第 3 次産業が 44.0%で、農業と鉄道就業者が多く、安平町が基幹産業である農業と鉄道の要衝として発展してきたことが伺えます。

その後は、第 1 次産業である農業及び林業の就業人口が減少し、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年の間に、農業は半数以下となり、林業は 2 割以下に減少し、平成 27 年の第 1 次産業就業人口比率は 24.9%、令和 2 年度は 25.1%となっています。

第 2 次産業については、昭和 35 年に 12.5%ほどでしたが、平成 2 年には約 1,200 人と全体の 24.9%に増加しています。しかし、これをピークに以降は減少し、平成 27 年の第 2 次産業就業人口比率は 17.2%、令和 2 年度は 18.5%となっています。

第 3 次産業の就業人口比率は、昭和 35 年の 44.0%から増減を繰り返し、平成 27 年に 57.0%、令和 2 年度は 56.2%となっています。また、就業人口は、昭和 35 年の 2,717 人から 434 人が減少し、平成 27 年は 2,283 人、令和 2 年度は平成 27 年から 156 人減少し 2,127 人となっています。

④地域の経済的な立地特性と社会経済的発展の方向の概要

当町の立地特性としては、地理的な優位条件があり、東西に JR 石勝線、南北に JR 室蘭本線が交差する鉄道の拠点となっています。さらに、JR と並行し北海道横断自動車道と国道 234 号が走り、交点にある追分町インターチェンジからは、北海道の空の玄関口である新千歳空港や国際拠点港湾である苫小牧港、道内最大の都市札幌市にも近距離に位置しています。

このような立地特性から、町内には分譲済みの安平工業団地、臨空工業団地、北町工業団地において幅広い業種の企業が操業をしており、近隣市町からの通勤者が多く昼夜間人口比率が高い状況となっています。また、追分工場適地、国家的プロジェクトとして進められた「苫小牧東部開発地域」には大小様々な企業の誘致が可能となっています。

近年では、再生可能エネルギーへの関心の高まりと、日照時間が長いという当町の気象特性を活かし、日本最大級の太陽光発電施設が建設されるなど、環境の保全とエネルギー自給率の向上、地域経済社会の発展に寄与する取組み取り組みが進められています。

現在は、企業誘致や町有宅地の分譲販売促進のほか、昼夜間人口比率の高さを活かして町外から町内事業所へ通勤する若者を対象とした移住定住支援策を実施しているところであり、今後も引き続き工場適地と宅地の分譲販売を進めるとともに、職住近接に向けた取組み取り組みを進めることで、過疎地域からの脱却を目指すこととしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

昭和 35 年に 14,485 人であった人口は、平成 2 年に 1 万人を割り込み、平成 27 令和 2 年までの 5560 年間に 6,3377,145 人、約 4449% の人口が減少しました。

この間、積極的な定住施策の実施により人口増加を迎えた時期もありましたが、平成 15 年以降、自然減・社会減の人口減少局面に転じており、近年では特に平成 30 年北海道胆振東部地震後の転出超過が顕著となっています。そのような中でも、子育て・教育を基軸に移住・定住につなげる政策により、子育て世代を中心に転入者が増加し、令和 4 年から 6 年にかけて 3 年連続の社会増となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 (令和 5 年に公表) 七たによる大口推計では、令和 27 年（2045 年）の当町の人口は、4,4934,657 人となっておりで、平成 27 令和 2 年と比較すると減少率は 44.836.6% 減少と見込まれて、今後も人口減少は加速していくものと予測されています。

15 歳から 29 歳までの若年層の比率は、昭和 35 年の 27.4% から減り続け、平成 27 令和 2 年には半分以下の 11.5% にまで落ち込み、反面、高齢者比率は、昭和 35 年に 4.6% と一桁だった比率でしたが、平成 27 令和 2 年には 34.636.9% と 7.8 倍以上に増加し、出生率数の低下減少と若年者の流失流出、高齢化者の増加が著しく進んでいることから、安心して子どもを産み育てられる環境の整備とともに、若者・子育て世代の移住定住施策などによる対策がこれまで以上に必要となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,258	9,519	▲ 15.4	9,131	▲ 4.1	8,148	▲ 10.7	7,340	▲ 9.9
0歳～14歳	2,609	1,533	▲ 41.2	1,183	▲ 22.8	887	▲ 25.0	754	▲ 15.0
15歳～64歳	7,569	6,548	▲ 13.5	5,524	▲ 15.6	4,441	▲ 19.6	3,873	▲ 12.8
うち15歳～29歳(a)	2,110	1,625	▲ 23.0	1,208	▲ 25.7	939	▲ 22.3	842	▲ 10.3
65歳以上(b)	1,080	1,438	33.1	2,424	68.6	2,820	16.3	2,712	▲ 3.8
(a)/総数 若年者比率	18.7%	17.1%	—	13.2%	—	11.5%	—	11.5%	—
(b)/総数 高齢者比率	9.6%	15.1%	—	26.5%	—	34.6%	—	36.9%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (資料: 第2期安平町まち・ひと・しごと創生安平町デジタル田園都市

国家構想総合戦略・人口ビジョン 区分	将来展望人口推計				
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	人 7,006	人 6,444	人 5,893	人 5,362	人 4,872
0歳～14歳	9.9%	9.9%	10.2%	10.3%	10.6%
15歳～64歳	51.4%	50.4%	48.7%	46.3%	45.0%
65歳以上	38.7%	39.7%	41.1%	43.4%	44.4%

区分	国立社会保障・人口問題研究所推計				
	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)
総数	人 6,747	人 6,175	人 5,638	人 5,130	人 4,657
0歳～14歳	9.1%	8.6%	8.3%	8.7%	8.9%
15歳～64歳	52.4%	51.9%	50.6%	47.9%	46.4%
65歳以上	38.5%	39.5%	41.1%	43.4%	44.7%

②産業の推移と動向

昭和35年当時、6,176人であった就業人口は、平成27令和2年までの5560年間で約35.138.7%となる2,170人が減少し3,786人となっています。

産業別の就業人口比率は、第1次産業が昭和35年の43.5%から平成27年には24.9%に減少し、第2次産業は、昭和35年の12.5%から平成27年には17.2%へ増加、第3次産業は44.0%から57.0%へ増加しています。

全体の就業人口が減少した要因については、農家の離農と国鉄分割民営化、これらに加え社会全体における人口減少による商店等の疲弊減少によることが考えられますが、食糧基地北海道の一端を担う地域として、また、森林等による低炭素社会を構築する一つの地域としては、第1次産業の就業人口が減少し続けていることは危惧するところであります。

そのため、地産地消の推進に加え、農業後継者や新規就農者等の確保に努めるなど、基幹産業を守っていく取り組みが必要であり、さらにはとしてのグリーン・ツーリズムや自然体験などを等当町が持つ地の利や豊かな自然環境を活かした新たな地域経済の活性化が重要であり、地元企業や商店街などについても、地域の企業・商店など等を守るという意識を町民が持って生活し経済活動をすることが必要です。

表1－1 (43) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,176人	4,852人	▲ 9.2%	4,518人	▲ 6.8%	4,006人	▲ 11.3%	3,786人	▲ 5.5%
第一次産業 就業人口比率	43.5%	24.3%	—	26.7%	—	24.9%	—	25.1%	—
第二次産業 就業人口比率	12.5%	24.9%	—	17.2%	—	17.2%	—	18.5%	—
第三次産業 就業人口比率	44.0%	50.8%	—	55.5%	—	57.0%	—	56.2%	—

※注) 分類不能の産業があるため、年によって100%にならない年がある場合があります。

(3) 市町村行財政の状況

①行政の状況

当町の行政については、合併前からの行政改革と、合併後に策定した「安平町行政改革大綱」及び「集中改革プラン」、さらには平成29年策定の「第3次安平町行政改革プラン」、さらには令和4年度策定の「安平町行政改革プラン2022」により、事務事業の見直しや職員定員の適正化、組織機構改革、民間委託の推進など等に加え、デジタル化や脱炭素化等複雑・多様化する社会情勢や町民生活に対応するべく取り組んでいます。

これにより、合併時の平成18年3月末に171人であった職員数は、令和2年4月には136142名へと14年間で3529名の削減を進めるとともに、グループ制の導入や庁舎を含む既存公共施設の集約と再配置による機構改革、文書管理システムや会計年度任用職員制度の導入、による働き方改革の推進など等により、簡素で効率的な行政運営に努めています。

なお、現在の一部事務組合等の現状は次のとおりとなっています。

■一部事務組合の状況

«令和2年3月31日現在»

組合の名称	設立年月日	事務所の所在地	組合を組織する地方公共団体	事務内容
安平・厚真行政事務組合	昭44.4.1	安平町早来北進 218番地7	安平町、厚真町	農業・生活廃棄物の収集及び処理並びに廃棄物の再生利用に関すること
胆振東部消防組合	昭46.7.1	厚真町字錦町 47番地	安平町、厚真町、むかわ町	消防に関する事務
胆振東部日高西部衛生組合	昭47.4.1	むかわ町晴海町 94番地	安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること

■協議会の設立状況

«令和2年3月31日現在»

名称	設立年月日	事務局の所在地	構成団体	共同事務処理の内容
東胆振定住自立圏	平27.3.24	苫小牧市役所内	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組み取り組みに関すること
千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会	平4.11.30	千歳市役所内	千歳市、苫小牧市、恵庭市、白老町、安平町、厚真町	拠点都市地域の形成実現のための事業

②財政の状況

平成 22 年度、平成 27 年度、令和元~~2~~年度までの歳出総額を比較すると、平成 22 年度の 6,831 百万円が平成 27 年度 7,417 百万円と約 8.6% の増となり、平成 27 年度の 7,417 百万円が令和元~~2~~年度に ~~11,505~~10,498 百万円と約 ~~55.1~~41.5% の増となっています。

平成 27 年度については、防災行政情報告知ネットワークの整備やスポーツセンターの改修~~など~~等の投資的事業の増加、令和元~~2~~年度については、平成 30 年北海道胆振東部地震を起因とした災害復旧事業の増加が要因と考えられます。

令和元~~2~~年度の財政力指数~~につれては、高所得者により~~類似団体の平均を上回っていますが、全国平均と比べると下回っており、平成 30 令和元~~2~~年度と令和元~~2~~年度の税収基準財政収入額を比較すると約 ~~113~~103 百万円の増加~~となっておりし~~、財政力指数は改善傾向にあります。

また、経常収支比率は、平成 27 年度と令和元~~2~~年度を比較すると、~~7.67.2~~ ポイントの増となっており、施設の老朽化に伴う修繕料~~など等~~の増加によるものですが主な要因です。

今後も、引き続き、財政健全化法に基づく 4 指標の適正化による健全な財政運営に努めるとともに、町の主要施策に係る予算概要の公表等により情報の提供と共有化を図っていきます。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳入総額 A	6,969,170	7,587,625	10,633,408
一般財源	4,704,598	4,905,289	5,278,025
国庫支出金	674,704	611,159	2,538,043
都道府県支出金	245,821	474,380	601,230
地方債	711,799	631,229	716,231
うち過疎対策事業債	79,900	114,000	197,300
その他	632,248	965,568	1,499,879
歳出総額 B	6,831,180	7,416,964	10,498,167
義務的経費	2,457,403	2,642,293	2,744,404
投資的経費	775,700	1,383,622	2,331,656
うち普通建設事業	775,700	1,383,622	778,250
その他	3,598,077	3,391,049	5,422,107
過疎対策事業費	824,229	820,267	947,120
歳入歳出差引額 C (A-B)	137,990	170,661	135,241
翌年度へ繰越すべき財源 D	57,339	54,268	2,353
実質収支 C-D	80,651	116,393	132,888
財政力指数	0.44	0.39	0.46
公債費負担比率	13.5	16.0	17.4
実質公債費比率	14.8	10.7	10.5
起債制限比率	8.2	4.4	-
経常収支比率	80.2	83.1	90.3
将来負担比率	110.4	54.8	54.3
地方債現在高	9,734,323	9,378,748	8,291,720

③施設整備水準等の現況と動向

~~当町の施設整備については、過去の分村や極めて厳しい財政環境などから全般的に遅れ、それが後年に影響したものや、国家的プロジェクトの影響などから全般的に遅れています。~~

~~このような中、平成2年に施行された「過疎地域活性化特別措置法」と、これに代わり平成12年に新たに施行された「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎計画の推進等により、町道の整備率や水道普及率、水洗化率のいずれも概ねどの項目も上昇するなど社会基盤の整備が進みつつありますが、生活環境の向上や移住一定住施策を進めるうえでは、引き続き社会基盤の整備が必要となっています。~~

表1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2年 年度末
市町村道					
改良率（%）	14.2	56.4	71.1	74.0	77.7
舗装率（%）	6.8	41.4	56.2	59.5	63.0
農道					
延長（km）	—	—	—	1.9	3.4
耕地1ha当たり農道延長（km）	—	—	—	0.3	0.65
林道					
延長（m）	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長（m）	—	—	—	—	—
水道普及率（%）	76.2	84.4	84.8	82.1	88.4
水洗化率（%）	4.6	8.4	19.5	84.6	88.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	6.2	6.1	6.1	4.5	3.0

（4）地域の持続的発展の基本方針

当町は、恵まれた立地条件にありながら、少子高齢化を要因とした人口減少が進んでいます。

こうした社会情勢の変化や抱える課題を踏まえながら、将来に向けて成長していくためには、若者・子育て世代で賑わうまちの実現が必要であることから、まちの強みである「子育て・教育」を主軸に置き、様々な政策分野に波及させながら地域課題の解決を目指します。

ア) 目指すべきまちづくりの方向性と優先するべき政策分野

あらゆる世代の町民が希望する究極の目標を「全ての世代が安平町に住んで良かったと思えるまち」とし、これを実現するには、まちづくりの原動力となる子ども・若者・子育て世代が住み続けられる環境が必要であることから次のとおり方向性を定めています。

【目指すべきまちづくりの方向性】

将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち

また、目指すべきまちづくりの方向性の実現に向け、優先するべき「子育て・教育」分野の成長によって、その効果が發揮される政策分野を「移住・定住移住定住対策、回遊・交流促進」と位置づけています。

イ) 政策分野の基本方針

①子育て・教育

まちが1つの学校・家族となり、未来を担う子どもの可能性と希望をみんなで応援するという当町の最も優れた強みを活かし、早来地区・追分地区に整備された「児童福祉複合施設」を基盤に、安心して産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を目指します。また、教育の最大の目標を、将来のまちづくりを担う人材を育てることに置き、様々なことに夢を持って挑戦する創造性あふれる子どもの育成とともに、町民が一丸となった「ふるさと教育」の実践により、当町を一度巣立った若者が「いつかは再びふるさとに帰りたい」と思えるよう、地域への愛着と誇りを養う教育を目指します。

②人づくり・コミュニティ

多くの町民がまちづくりに関わりを持っている当町では、行政の目が行き届かない分野のサービスが、町民の自主的な社会活動で提供され、高齢社会の更なる進行が予測される中、その必要性は今後も高まることが予想されます。

当町では、「まちづくりは人づくり」という観点に立ち、まちづくりの担い手育成につながる生涯学習社会の推進を安平町まちづくり基本条例に定めています。

自治の主役である町民がそれぞれの役割を認識し、多様な連携によって主体的に地域課題を解決していく持続可能なまちづくりを目指すため、活動団体への支援や学びの場など等の提供を通じて、人と人とのつながりを育み、次世代の担い手育成に取り組みます。

③経済・産業

若い世代のニーズに対応したまちづくりには、雇用の確保とともに、熱意と意欲のある若者の挑戦を応援する支援体制が不可欠です。

基幹産業である農業における新規就農対策のほか、農商工が連携した地域産業の振興、立地企業への支援、新たな企業誘致、起業・創業支援など等雇用の確保を推進します。また、当町の自然・景観・歴史・食など、魅力ある地域資源を磨き上げ、地域ブランドを確立し、令和元年春に開業した道の駅を拠点とした移住・定住につながる交流人口の拡大を図り、地域全体の活性化を目指します。

④健康・福祉

いつまでも健康で、周りの人と支え合いながら生涯いきいきと活躍できるよう、医療の確保や保健事業の取組み取り組みに加え、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を地域

全体で醸成し、健康寿命が長いまちを目指します。また、自治会・町内会等やボランティア団体が中心となって行われている支え合い、助け合いの活動を更に広げるため、地域の元気な高齢者がその担い手として参加できるまちづくりを目指します。

これらとともに、将来的なサービス維持が不安視されている医療・福祉・介護など等の各種社会保障制度については、国や北海道の動向をみながら、その充実に努めていきます。

⑤生活環境・生活基盤

札幌圏から近く、豊かな自然環境を持つ当町の恵まれた環境を未来に引き継ぐため、地球環境にやさしい行動を積極的に推進するとともに、この強みを活かし、住んでみたい、住み続けたいと思える快適な住環境の整備と移住・定住移住定住対策を計画的に取り組みます。また、地域公共交通の充実や過去に整備した社会基盤の老朽化への対応など、課題の克服に向けた取組み取り組みに加え、町民と行政の相互連携による防災・減災、防犯・交通安全対策など、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

⑥行財政運営

町民によるまちづくりの活動に期待するだけではなく、地域の一員として町民としっかり向き合って地域課題を解決していくことができる能力とまちづくりへの意欲を持つ町職員の育成に取り組むとともに、将来を見据えた行財政の適正な運営による町民に信頼される役場を目指します。

また、町民と行政の協働のまちづくりを実現するためには、町民がまちづくりに関心を持ち、参画しようという気持ちの醸成が必要であり、行政情報の町民との共有が不可欠です。伝えるべきもの伝えたい人に、楽しく、分かりやすく伝達するには、どのような媒体を使い、どのように提供するべきかを考え、町民への積極的な情報提供を行います。

さらに、若者・子育て世代を意識したまちづくりを進める当町として、行政情報やまちの魅力を町外の対象者に積極的にPRすることが極めて重要であることから、情報収集と発信の仕組みを見直し、対象と目的を明確化した戦略的なシティプロモーションに取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

当町の将来的な人口推計では、令和27年（2045年）には、4,4934,657人まで人口減少が進むと予想されています。このような状況が続ければ、公共サービスの質・量の低下、バランスの悪い人口構造による将来的な地域コミュニティの停滞、医療費・社会保障分野における生産年齢世代の負担増など、様々な問題が懸念されるところであり、こうした状況を避けるためには、積極的な人口確保対策を講じていく必要があります。

以上のことを踏まえ、まちの将来の姿を示す指標として、将来展望人口を目標値として設定します。

目標人口【令和712年（202530年）】 7,0066,444人

※現状値【令和26年度（202024年度）末時点】 7,6947,214人

(目標人口：第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略安平町デジタル田園都市国家構想

総合戦略、現状値：安平町住民基本台帳)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の進捗状況や効果検証等については、毎年度実施する安平町総合計画や安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理にあわせて、安平町未来創生委員会や議会など等からの意見を踏まえ、隨時必要な見直しを講じるものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和38年4月1日から令和813年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町においては、これまで取り組んできた過疎対策等により、町民の生活基盤である公共施設等の整備を進めてきましたが、公共施設等の老朽化に伴う改修・更新・長寿命化等が必要となってくることから、人口減少と少子高齢化など等人口構造の変化による利用需要、将来的な財政状況を踏まえて、公共施設等の総合的、かつ、計画的な管理に取り組んでいかなければなりません。

このような状況の中、当町では、長期的な視点を持つたモード、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的とした「安平町公共施設等総合管理計画」において、①施設維持に係るコストの抑制と財源確保 ②安全確保の実施方針と計画的な管理 ③長寿命化の実施方針 ④住民ニーズの把握と変化に対する柔軟性 ⑤総合的、かつ、計画的な管理を実現するための方策という5つの基本方針を定めています。

本計画では、安平町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、本計画に関連する公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

当町では、これまで、町の魅力を伝えるための移住・定住イベントへの参加や効果的な各種支援策など、積極的に施策を推進してきました。

子育て世代の移住・定住先の選択要件として、子育て環境、そして、教育環境の魅力化が求められていることから、ハード・ソフト両面による環境整備を図りながら、若年層や子育て世代の人口流出抑止と近郊都市から通勤する子育て世代をターゲットとした移住・定住策を進めることができます。そのような中、令和7年度には早来学園に近い町有地において、戸建て住宅と民間賃貸住宅のいずれにも対応できるよう宅地造成を進めています。

また、社会減少の主要因である進学や就職を機とした若者の道外等への転出超過が顕著であることから、これに対して歯止めをかけるとともに、「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I Jターン希望者に対して国の制度を活用した移住施策にも取り組んでいく必要があります。

町の魅力や特色を道内・道外へ伝えるためには、安平町だけの取組み取り組みでは限界があることから、新たに「札幌（仮称）北海道あびら会」の設立を検討するほか、平成30年度に設立した「東京あびら会」との連携による広域的な取組み取り組みへの広がりが重要であり会の会員拡大に取り組みながら、移住やU I Jターンへつなげていく必要があります。

②地域間交流

地域内における交流については、町民の交流を目的に開催している地域交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」をはじめ、各種イベント・スポーツ・芸術文化活動など等を通じた住民相互の交流等により、合併後の地域の一体感の醸成を高めてきました。

当町における他自治体との交流については、平成28年度から胆振町村会として全国連携プロジェクトにより、東京都世田谷区との交流事業に取り組んでいます。

平成30年度には、首都圏における安平町出身者や立地企業など等安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」が設立され、首都圏と安平町との交流機会が生まれています。

また、近年では、日本遺産の構成文化財に認定されたSL車両など等の鉄道資料を通じた交流機会のほか、町内活動団体による台湾との交流機会が生まれています。

③人材育成

介護職を対象に取組みを始めた専門職の資格取得を目指し、のため進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度のほか、地域福祉を支えるボランティア人材の育成を図るなど、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。

また、地域課題の解決に向けた外部人材の活用と人材育成により、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

①移住・定住

- 近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや町内に2つある公私連携幼保連携型認定こども園による子育て環境、さらには~~早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備による町内で小中一貫教育を先駆けて実施した追分小学校・中学校、義務教育学校による一貫教育を導入した早来学園における~~教育環境の充実という当町の特殊性と強みを活かし、近郊都市から町内企業へ通勤するに住む子育て世代や若者を主なターゲットとして、各部署との連携による各種支援策の創設や拡充、不動産情報の提供や今後増加が見込まれる空き家（中古住宅）、震災に伴う公費解体後の空き地の活用など、職住近接を意識した移住関連事業の積極的な強化に取り組みます。
- ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指している~~早来中学校の再建による早来小学校との一体型町立学校の学校~~整備をはじめ、遊育事業や学びサポート事業等「あびら教育プラン」による子育て教育分野に関する先駆的な地方創生事業など、子育て教育環境に係るハード面・ソフト面のさらなる魅力化と環境整備を図りながら、子育て世代だけではなく、これから結婚し親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思ってもらえる移住・定住策を進めていきます。

②地域間交流

- 町内における一体感の醸成や町民交流を目指して、各種団体活動~~など等~~町内における交流活動を支援していきます。
- 他自治体との交流に関しては、地方創生の推進に向けて胆振町村会として当町が参加している東京23区との全国連携プロジェクトについて、観光分野だけではなく各種分野での「地域間連携事業」の取組みを行っていきます。
- 東京あびら会の活動をSNSで発信していくほか、会の継続的な活動を視野に、首都圏在住者~~など等~~全国から多くの寄付をいただいているふるさと納税寄付者等をサポート会員として募るなど、町の魅力を知ってもらい安平町ファンを増やす活動や交流事業の取組みを行っていきます。
- 鉄道資料・コンテンツを通じた交流や台湾との交流~~など等~~の動きを町の活性化につなげるとともに、安平町の次世代を担う子どもたちの可能性を広げるための国際交流も視野に支援を行っていきます。

③人材育成

- 地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用するなど、地域力の向上を図るとともに、地域課題の解決に必要となる人材の確保・育成を推進します。

評価指標	基準値	目標値 (R-7-12)
子育て世帯の転入数	714世帯 1946人 (R-14)	累計30世帯 80人

(3) 計画

事業計画（令和~~3~~8年度～令和~~7~~12年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(1)移住・定住 (4)過疎地域持続的発展 特別事業 <u>分</u> 移住・定住	民間賃貸共同住宅建設等支援事業	町	
		定住促進事業（結婚祝金、出生祝金） 若年層の増加を図るため、婚姻や出生時など等新たな生活に要する経費の一部を助成し、定住人口の増加・確保を図る。	町	
		定住促進事業（住宅建設奨励助成金、転入奨励助成金、子育て助成金、新規就農商工業奨励金、若者雇用助成金） 町内への住宅建設等を対象とした奨励助成金や、新規就農商工業者等を対象とした奨励助成金、町外からの通勤者を対象とした移住支援・雇用助成金制度により、定住人口の増加・確保を図る。	町	
		<u>あびら移住暮らし推進協議会事業</u> <u>移住定住の促進に向けたプロモーションや移住ツアー、移住相談等の事業展開を行う。</u>	町	
		<u>定住雇用総合対策事業</u> <u>(仮称) 雇用創発協議会を設立し、事業者と求職者のニーズに応じた実践的研修や就職マッチングを展開し、定住促進を目指す。</u>	町	
		ふるさと会推進事業 安平町にゆかりのある首都圏在住の安平町出身者や関連企業との交流等により、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	
		国際交流会補助事業 台湾との交流を行う町内活動団体へ活動に対する補助を通じて、交流人口・関係人口の創出を図る。	町	
		<u>首都圏観光・物産P R事業</u> <u>首都圏での物販をはじめ、ふるさと納税寄付者等との交流を通して、町の魅力の発信や地域の活性化に繋げる。</u>	町	
		介護職の人材育成及び確保に対する助成事業 介護福祉士養成校（専門学校等）で介護福祉士資格取得のために修学し、かつ、卒業後に安平町内の介護事業所に就業する者を対象として補助金を交付することで町内介護人材の確保を図る。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など等地域コミュニティの活性化を図る。	町	
		あびら起業家カレッジ事業 町外からの地域課題解決に向けた起業創業を促すとともに、子育て世代の移住定住を図ることで、定住人口の確保と地域活力の活性化を目指すもの。	町	
		地域福祉を支える人材育成支援事業 福祉ボランティア人材の育成及び確保に向けて、ボランティア資格取得の支援を行い、地域福祉の向上を図る。	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農林業

ア) 農業

当町の農業については、安平町の自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、畜産、軽種馬を中心とした農業を展開するほか、特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業の組み合わせなど等複合的な生産構造による農業経営が展開され、さらには、北海道有機農業推進計画（第3期）に基づく施策として、北海道が作成する「有機農業の経営指標」の参考モデルとして協力することになったことを機に、町内の有機農業者6戸による安平町有機農業推進協議会が設立され、現在は有機農家数 10 戸へ増加しています。さらに安平町は、オーガニックビレッジ宣言を行い、るなど環境保全型農業の一層の推進に取り組んでいます。新たな動きも出てきています。

農業就業人口の減少や高齢化の進行、後継者不足により個人経営体は年々減少していますが、平成21年度の農地法改正以降、法人化して農業を営む経営体が増えていることから、今後も安平町の地域に根ざした地域農業を支える法人化の推進が重要であることに加え、経営感覚を持った農業経営者の育成と新たな担い手の育成が必要となります。

道の駅あびらD51ステーションに併設する農産物直売所には地元生産者が生産した農産品、畜産品、加工品等が販売されており、さらなるブランド化の推進と、地域の特色ある農産物を活かした、生産、加工、販売を一体的に行う農業の6次産業化など等の動きを加速させていく必要があります。

TPP、EPAの発効により多くの関税障壁が無くなり縮小する一方で、とりわけアメリカとの貿易関係の目まぐるしい変化が、日本農業にとって大きな試練を迎えます影響をもたらします。今後は国際化と共存する日本農業を作り上げていかなければならず、厳しい状況下の中、消費者に安定的に食糧を届ける農業をどう維持していくかが課題であり、いかなる国際環境下においても持続的に発展していくよう、体质の強化に向け関係機関と連携しながら、適確な情報収集に努めていく必要があります。

営農戦略に即した生産性の高い農業基盤を確立するためには、効率的、かつ、安定的な優良農地の確保が必要であり、そのためには道営農地整備事業による畠かん末端整備の早期完了が望まれています。

飛躍的な生産性向上を図るため、AIやIoTを活用したスマート農業の導入促進等の取り組みを進め、農業者の所得向上を実現していくことが求められています。

■農家戸数と農家就業人口の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町

区分 年次	農家数					農家就業人口	
	総数	専業農家	兼業農家				
			総数	第1種	第2種		
平成2年	392戸	202戸	190戸	121戸	69戸	1,000人	
平成12年	306戸	181戸	125戸	93戸	32戸	750人	
平成22年	227戸	152戸	75戸	50戸	25戸	579人	
平成27年	198戸	141戸	57戸	41戸	16戸	486人	
令和2年	175戸	126戸	49戸	-	-	453人	

■経営耕地面積と1戸あたりの経営耕地面積の推移（国勢調査・農業センサス） 安平町

区分 年次	経営耕地面積 (ha)	戸あたりの経営耕地面積 (ha)
平成2年	5,258	13.4
平成12年	5,293	17.3
平成22年	5,857	25.8
平成27年	5,661	28.5
令和2年	5,185	25.5

イ) 林業

安平町の森林は、「北海道林業統計」によると令和元2年では総面積 10,425ha 10,655ha で町土面積(23,716ha)の約44.45%を占め、そのうち道有林が約3,096ha(森林面積に対し約30.29%)、町有林が約1,058ha1,060ha(同約10%)、その他民有林が約5,466ha5,381ha(同約52.51%)となっています。

平成30年北海道胆振東部地震においては、町内528haもの森林面積が被害を受け、災害復旧事業を進めてきたところですが、引き続き森林再生に向けた取組み取り組みが必要となっています。

さらに、国や北海道など等の各種関連計画を踏まえ、安平町森林整備計画に基づき、森林を適切に管理・育成していくとともに、森林の持つ水源かん養機能、治山・治水機能や、生態系機能の重要性につれてを理解してもらうための普及活動や、町民を対象とした植樹活動を継続し、多様な財源を活用し継続した森林保全の啓発を進めることができます。

■所有森林面積の推移 安平町

(単位：ha)

年次	総面積	国有林	道有林	町有林	その他民有林	備考
平成22年	9,934	199	3,090	1,025	5,620	
平成27年	10,440	805	3,090	1,023	5,522	
令和2年	10,655	1,118	3,096	1,060	5,381	

②地域産業・地場産業の振興

地域物産販売の拠点となる道の駅あびらD51ステーションの開業に伴い、多くの人が安平町に訪れ賑わいを見せてています。こうしたチャンスを活かし、さらなる特産品開発や海外を視野に入れた特産品の販路拡大のほか、東胆振定住自立圏をはじめとする広域的な地場産品PRや産業振興に関する連携など等により、地域資源を活用した相乗効果を期待する取組み取り組みが必要です。

■工業（製造業）の推移（工業統計調査） 安平町

区分 年次	事業所数	従業者数（人）	製品出荷額等（万円）
平成22年度	15	681	1,368,074
平成27年度	16	825	2,163,112
令和2年度	17	852	2,111,122

③企業誘致

当町の企業誘致は、安平町の優位性を活かした継続的な誘致活動から、企業誘致につながり雇用の創出、人口の確保など、安平町の未来を支える大きな役割を担っています。

既に町内の工業団地が完売するなど、今後の企業誘致の在り方あり方として、短期的・中長期的な取組み取り組み展望を持ち、北海道における成長産業や苫小牧東部開発新計画に安平町の地域特性を加えた誘致活動を考えていく必要があります。

また、コロナ禍により企業の拠点を地方へ移転する動きなども見られることから、町内において活動できる環境づくりが必要となってきます。

④起業の促進

地域が求める事業所（職種）やコミュニティのニーズに応えていくためには、安平町創業等支援事業計画に基づき空き店舗を活用した起業・創業を促進していくとともに、地方創生事業として国が行うU I Jターンによる起業・就業者創出事業の活用や、地方の担い手不足対策に対して安平町としても取り組んでいく必要があります。

⑤商業

追分地区、早来地区とも事業主の高齢化や店舗併用住宅の課題など等があり、事業継承など等が進まず中心市街地の空洞化が進んでいく状況下にある進行していることから、今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地域住民に密着したサービスの展開により、中心市街地の活性化と地域に必要とされる業種、職種の起業、創業につなげていく取組み取り組みが必要となります。

既存商店を通じた街中の賑わい創出については、拠点施設である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」や「まち・あいステーション ラピア」を中心に、イベントなど等ソフト事業の実施により地域密着型店舗としてさらなる魅力を高められるよう賑わい創出に努めています。

安平町商工会では、全町共通の商品券やプレミアム付き商品券事業の実施や合併後の課題でもあ

った共通の新ポイントカード「ポイントあびら」の導入、さらには、街中での滞留を促すためのデマンドバス事業など等に取り組んでいます。

⑥観光・レクリエーション

当町には、多くのゴルフ場や日本屈指の軽種馬産地であることなど、豊富な地域資源があるとともに、道の駅あびらD51ステーションを中心に町内全体を回遊させる仕組みづくりを進めています。

こうした中、北海道の近代化を支えた「炭鉄港」として日本遺産に認定され、その構成文化財として道の駅あびらD51ステーションに保存する蒸気機関車も含まれていることから、これら地域資源のさらなる活用により、関係人口・交流人口の拡大へつなげていくチャンスにあります。

また、当町には、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設など等を集約した「ときわ公園」のほか、身近な遊び場としての宅地・団地内公園が整備され、住民の憩いの場となっており、さらなる交流・定住人口の拡大に向け、子どもや子育て世代を意識した公園づくりが求められています。

(2) その対策

①農林業

○有機農業をはじめ多種多様な農業による農産物など等の地域資源を活かした新たな商品の開発、農畜産物の加工など等付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化など等の支援に取り組むとともに、地場農産品を加工・開発・商品化できる人材や事業所の誘致・起業を促す取組み取り組みを進めていきます。

○持続可能な農業経営に向けて、農業機械共同利用組織の育成による農作業の効率化のほか、土壤分析診断による農産物の安定生産、耕種農家と畜産農家との連携による合理的な地域内システムの取組み取り組みなど、基幹産業である農業の力を最大限に引き出し関係機関と連携しながら支援していきます。

○農業関連企業との契約栽培や直接販売の促進のほか、農産物の付加価値向上（ブランド化）など等による、経営力の強化、仕組みづくりに向けた取組み取り組みを進めていきます。

○伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化を進めるため、各種支援策を適宜見直しながら継続するとともに、優良家畜を育成するための新たな取組み取り組み支援や公共牧場の環境整備と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。

○家畜市場や食肉処理施設等を有する当町において、家畜伝染病の発生は脅威であることから、予防を中心とした防疫対策に取り組みます。

○持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、農作物の生産性・品質向上を図るとともに、経営規模の拡大につなげていきます。

○地域や民間団体と連携した総合的な支援による新規就農者対策の継続実施をはじめ、既存農家の後継者やUターン後継者への支援強化を検討するとともに、地域の農地や雇用等の受け皿機

能のほか、地域コミュニティ維持の役割も期待される農業経営の法人化を推進していきます。

○当町には有機農業と慣行農法の共存に寛容な農業文化があることから、北海道及び安平町における有機農業の普及推進を図るため、北海道や有機農業者等と連携して、さらなる受け入れの拡大を目指すとともに、受け入れ体制の整備を図りながら有機農業の新規参入と定住促進に向けた取り組みを推進していきます。

○アサヒメロンなど等市場評価が高い地域ブランド農産物の生産者の高齢化と後継者不足が深刻であるため、これらのブランド継承対策を推進します。

○安平町森林整備計画に基づき、計画的な除間伐や植林による森林整備及び森林の保全管理による水資源確保に努めるとともに、被災した民有林の再生に向け森林環境保全整備事業（特定森林再生事業）を活用するなど被災森林の再生を推進します。

②地域産業、地場産業の振興

○ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用のほか、道の駅あびらD51ステーションでの販路拡大に起因した、アサヒメロンやカマンベールチーズなど地域ブランド品を活用した新たな特産品開発や、農畜産物の加工など等付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化のほか、東胆振定住自立圏をはじめとする広域的な地場産品PRや産業振興に関する連携により、新たな地場産業創出への支援に取り組みます。

③企業誘致

○新千歳空港や札幌圏に至近にあるという立地条件や基幹産業である農業という地域特性を活かして、地元生産者の雇用確保と農産物の加工など等による付加価値をつける6次産業化と連動した農業関連企業の誘致強化に取り組みます。

○自己水源の恒常的不足や、広大な工業用地の敷地確保が難しい状況を踏まえ、地方移転が可能なサテライトオフィス、IT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や町内立地企業の取引状況調査を踏まえた業種の誘致、廃止休廃止等したによる遊休した公共施設等を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペース利用等を想定した企業誘致の推進など、従来手法の見直し強化とターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組みます。

○空き家・中古住宅等や震災で活用している導入したトレーラーハウス等の活用によるワーキングスペースを整備し、安平町へ関心を持つ方や事業所の受け入れを行っていきます。

④起業の促進

○安平町創業等支援事業計画に基づき、相談窓口の設置、創業セミナー等の開催、初期投資軽減策に取り組むとともに、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングによる「起業・創業と移住」を連動させた取り組み展開など、行政・商工会・金融機関など等で構成する「巣立ち支援ネットワーク会議」を通じ官民一体となった起業・創業支援に取り組みます。

⑤商業

- 公民連携による「回遊・交流ステーション形成事業」の展開のほか、グリーン・ツーリズム事業やスポーツ交流の推進など、交流人口や関係人口拡大への取組み取り組みにより、町内来訪者を増大・回遊させ、街中に誘引し滞在時間を増やすことで、町内での飲食や商店の利用など等地域商業の振興へ波及させながら、賑わいづくりを推進していきます。
- 景気動向を見定めたプレミアム付き商品券事業の実施のほか、共通の新ポイントカード「ポイントあびら」と連動した各種取組み取り組みを進めています。
- 商工業者の長期的な視点による経営継続・強化を支援するとともに、安平町創業等支援事業計画により、後継者不在の個店等を対象とした事業継承者確保対策や起業・創業による空き店舗活用に係る支援など、官民一体となった取組み取り組みを推進します。
- 震災に伴い、~~早来地区では~~商店街における空き地も等の空洞化が生じていることから、~~チラ~~ラーウスを設置し、チャレンジショップやサテライトオフィスそしての、共同店舗の活用について安平町商工会と~~とともに連携して検討していき~~取り組みます。

⑥観光、レクリエーション

- 交流人口や関係人口の拡大に向け、道の駅あびらD51ステーションを拠点として、「菜の花」「瑞穂ダム」、「ゴルフ場」、「温浴施設」、「サラブレッド」、「食」など、町内の公共・民間の観光資源や拠点をルートとしてつなぎ、~~施設等のリニューアルを図りながら~~町内全体を回遊させる仕組みを構築します。~~また、交流拠点をレンタサイクルや馬などをキワードにつなぐ取組みを検討します。~~
- 追分市街地では、震災時に安平町で活動されたボランティアの方々や地域住民で構成される団体による拠点づくりが進んでいることから、道の駅と市街地、さらにはJR駅という「交通・観光・商店街」の導線づくりに向けた取組み取り組みや事業展開を検討していきます。
- これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となったSL車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、構成自治体とも連携しながら、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大につなげていきます。
- 新たな町内観光ルートの開発により新千歳空港や札幌圏から至近にあるという地理的優位性を活かして、北海道らしい風景や四季を楽しみたい外国人観光客をターゲットとした観光プランや、札幌圏からの日帰りツアーの受け入れなど、観光事業の中心を担う（一社）あびら観光協会や関係機関等と連携した、~~配架特性や一覧性に優位な紙媒体と頒布性や即応性に優位なデジタル媒体を併用した情報発信を行ながら、~~観光商品の開発のほか、新たな取組み取り組みを積極的に進めています。
- イベント広場やキャンプ場を有する鹿公園及びときわ公園は、町民だけではなく札幌圏や近郊都市からの来訪者も多いことから、魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、キャンプ場については、アウトドア関連企業との包括的な連携や指定管理者制度の導入に~~ついて~~

検討するなど、より施設の活用強化と集客力向上に向けた取組み取り組みを目指します。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
認定新規就農者数	<u>2</u> 1組 (R <u>1</u> <u>4</u>)	累計5組
新規起業・創業件数(親族以外の事業継承を含む)	<u>±</u> 4件 (R <u>±</u> 4)	累計6件
観光入込客数	<u>1,173</u> <u>946</u> 千人 (R <u>±</u> 4)	<u>904</u> <u>1,025</u> 千人

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和712年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
2 産業の 振興	(1)基盤整備 農 業	基幹水利施設管理事業 (一般型：瑞穂ダム)	町	
		水利施設等保全高度化事業 (畠地帯担い手育成型) 追分地区水利施設等保全高度化事業 (基幹水利施設保全型：瑞穂ダム)	道町	
		水利施設等保全高度化事業 (畠地帯担い手育成型) 春日地区農村整備事業 (農道・集落道整備事業 (高度化型)) 向陽地区	道	
		安平町米麦乾燥調製施設 粗選機更新事業	町	
		野菜集出荷貯蔵施設整備事業	農業協同組合	
		町有林管理事業	町	
		民有林振興対策事業	町	
	(3)経営近代化施設 農 業	公共牧場施設管理強化対策事業	町	
		地域農業支援システム整備推進事業	町	
		新基本計画実装・農業構造転換支援事業 安平町早来地区の既存施設(豆センター)を廃止し、追分地区既存施設の増強を図る。	町	
		サテライトオフィス等経済活性化施設整備事業 工業団地等整備事業 臨空工業団地内の立地企業へ安定した給水を行うため、浄水場施設の計画的な設備更新を行う。	町	
(9)観光又はレクリエーション	あびら交流センター拠点化推進事業 ときわ公園整備事業 ときわキャンプ場整備事業 鹿公園整備事業 鹿公園キャンプ場整備事業	あびら交流センター拠点化推進事業	町	
		ときわ公園整備事業	町	
		ときわキャンプ場整備事業	町	
		鹿公園整備事業	町	
		鹿公園キャンプ場整備事業	町	

		<u>公園ストック・再編事業</u> 遠浅公園の改修を含めた、ストック効果を企図した公園の再編等を実施する。	町	
		道の駅・柏が丘公園 <u>管理棟整備事業</u>	町	
		<u>回遊交流看板設置事業</u> <u>回遊交流サイン整備事業</u>	町	
(10)過疎地域持続的発展 特別事業分)	新規就農対策事業			
第1次産業	新規就農者の招致、育成に必要な経費を助成し、基幹産業及び農村の活性化を図る。	町		
	土壤分析推進事業			
	土壤の特性を科学的に分析し、バランスの取れた土づくりと農作物の安定生産を図ることで、持続的な農業を目指す。	町		
	耕畜連携支援事業			
	酪農家の減少や配合飼料価格の高騰を踏まえ、自給飼料の確保と乳質改善、さらには耕種農家の輪作体系の確立を図る。	町		
商工業・6次産業化	商品開発支援事業			
	地場産品や地域の資源を活かした商品開発、商品の宣伝普及と販路拡大の支援を行い、更なる交流人口とリピーターの増加を図る。	町		
	中心市街地にぎわい事業			
	商店街の交流拠点施設等を活用しながら、商店街及び市街地における賑わい創出に向けた <u>取組み取り組み</u> を行い、商店街を含めた中心部の活性化を目指す。	町		
	<u>共同店舗運営事業</u>			
	安平町共同店舗の活用による小規模事業者等を支援し、商店街の活性化を図る。	町		
	消費拡大地域活性化事業			
	イントあびらとも連動した町外への購買力流出抑止と町内経済循環、各店舗への誘客等を目指し、消費拡大による地域活性化を図る。	町		
	<u>創業者等支援事業</u> <u>創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進事業</u>			
	創業セミナー等を通じた知識やスキルの向上やチャレンジショップの貸付、新規創業に必要となる経費の一部を支援することで、初期投資軽減により安定的な経営を促し事業の定着を図るもの。	町		
	<u>商工業経営強化促進事業</u>			
	経営基盤の強化に向けた創意工夫を凝らした取り組みを支援し、商工業の活性化を図る。	町		

	<p><u>事業承継事業</u> <u>後継者不在の個店等を対象としたマッチングプログラムを推進し、官民一体となった後継者対策を図る。</u></p>	町	
観光 <u>又はレクリエーション</u>	<p>回遊・交流ステーション形成事業 交流人口の拡大に向け、道の駅を核として町内の観光資源を活用しながら町内全体を回遊させるためのPR等を行い、回遊と滞在時間を増やす仕組みを構築する。</p>	町	
	<p><u>道の駅観光プロモーション戦略事業</u> <u>道の駅をはじめとした拠点に町への集客を果たし、町全体への回遊につなげるため、賑わい創出イベント及びメディアプロモーション、観光PR雪だるま大使の委嘱やパンフレット製作を行う。</u></p>	町	
企業誘致	<p>追分ゲートウェイ整備事業 道の駅をゲートウェイとした観光客に訴求する地域資源活用型の体験事業など等を実施することで、交流人口の増加を図る。</p>	町	
	<p><u>企業誘致PR事業</u> <u>企業誘致に向けた情報発信と情報収集により、町内への企業誘致を促進する。</u></p>	町	
	<p><u>サテライトオフィス・コワーキングスペース進出企業誘致事業</u> <u>町内のサテライトオフィスやコワーキングスペースへ進出していただける企業のマーケティングリサーチや進出に係る具体的支援等を実施する。</u></p>	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
安平町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業など等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

町内全域において光回線サービスが提供されるようになり地区による情報通信環境の格差を解消することができました。今後は、この通信環境を生かして DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、デジタル技術を活用した住民生活の利便性向上や経済・産業に変革を促していく必要があります。当町のブロードバンドサービスについては、これまでに電気通信事業者により整備が進められてきましたが、ADSLについては 2023 年（令和 5 年）以降にサービスが終了となり、今後は現在進められている町内全域を対象とした光回線サービスへと移行していきます。また、情報過疎地域のカバーリングや次世代モバイル通信「5G」による成長の後押しも予想され、安平町における情報格差解消に向けた取組みが求められます。町全体の DX を推進するにあたっては、町内におけるデジタル人材の育成・確保を鍵であることから、デジタルスキルのリスキリングプログラムをはじめとした多世代に向けたデジタル技術を学習する機会の提供を行う必要があります。

防災対策としては、災害時や緊急時に応じた情報伝達手段の多重化が求められており、これまでに防災行政無線やエリア放送の整備を進めてきましたが、さらなる普及と認知度の向上に向けて、平時からの利用促進を図る必要があります。

高度化・多様化する情報通信技術の便益を享受できる誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指し、マイナンバー（個人番号）制度の活用促進や行政手続きのオンライン化をはじめとした、行政の DX 化が求められています。

また、子育て・教育分野を軸とした政策を進める当町にとって、学校現場における情報化と子どもたちへのそうした教育も重要な時代となっています。

(2) その対策

○協働のまちづくりを進めるために重要となる町民への情報提供と情報共有にあたっては、既存広報媒体の活用と全町に整備した「あびらチャンネル」のさらなる普及を進めるとともに、近年急速に普及しているスマートフォンの利活用に向けて、各種 SNS を活用した情報発信や高齢者向けのスマートフォン教室等の開催により、多様な媒体を活用した情報発信を進めています。

○また、多様化する住民の支払いニーズに対応するため、公共料金や使用料など等のキャッシュレス化について、検討していきます。

○災害時など等における緊急的な情報伝達のために、府内情報発信体制の確立を図るほか、民間企業との連携による情報発信力の強化を図りながら、町民が必要な情報を早期に取得できるよう努めます。

○高度化・多様化する情報社会へ対応するため、「安平町自治体 DX 推進計画」に基づき、誰一人取り残されない住民生活の利便性向上や情報格差の解消に向けた取り組みを進めます。

○学校現場の情報化への対応及び高度情報化社会を生きる子どもたちへの教育の質の向上を意識

した取り組みを展開します。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
あびらチャンネルの視聴割合	46.5 <u>70.0</u> % (H28R4)	60 <u>90</u> %以上

(3) 計画

事業計画 (令和38 年度～令和712 年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
3 地域に おける情報 化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 その他の情報化のた めの施設 —その他	防災情報告知ネットワーク設備整備工事 <u>次期防災行政無線整備事業</u> <u>地域 DX 推進拠点整備</u> <u>地域における DX 推進に向け、その中心的な役割を担う拠点を整 備する。</u>	町	
	(2)情報化・デジタル技術 活用 生活環境分野 教育分野 その他分野	統合型G I S 整備事業 <u>教員働き方改革・I C T推進事業</u> <u>ICT を活用した教員の働き方改革のための機器導入とその活用や</u> <u>各種設定操作等特殊な知識と技術を備えた専門員を配置する。</u> <u>学習用タブレット端末更新事業</u> <u>GIGA スクール構想に基づき導入を行ったタブレット端末の耐用</u> <u>年数を考慮し、段階的にタブレットの更新を行う。</u> <u>総合行政ネットワークシステム構築事業</u>	町	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 <u>分</u> 情報化生活環境分野 その他分野	あびらチャンネル制作委託事業 町内向けの情報発信媒体であるあびらチャンネルの番組制作の一 部を民間事業者に <u>委ねることでに委託し、民間のノウハウを活用し</u> た有効な情報 <u>発信が可能となる</u> を行う。 <u>自治体 DX 推進事業</u> <u>安平町 DX 推進計画で示されている各種施策をプロジェクト化し、</u> <u>事業を実施する。</u>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

当町を縦貫する国道 234 号~~については~~は、苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線であり、す。特に遠浅市街地~~についてはこれまでに~~では多くの交通事故が発生しておらず、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて歩道を含めた道路改修や主要交差点部分の右折レーン設置などによる交通安全対策事業が行われました。追分地区から安平地区間など等の交通事故が多い区間をはじめ、町内には現在も危険箇所が存在するため、引き続き国に対して交通安全対策事業の要望を続けしていく必要があります。

北海道が管理する道道については、豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線への歩道設置など等を関係機関へ引き続き要望をしています。

町民生活道路である町道については、災害復旧を優先しながら計画的に整備を進めてきましたが、震災の影響もあり災害復旧を優先としつつも、未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら計画的に整備を行っていく必要がある進めるとともに、これまでに整備した道路や橋梁の老朽化による修繕や長寿命化など等にも継続して取り組んでいく必要があります。

②交通

当町の公共交通には、鉄道・路線バス・ハイヤーなど等民間事業者による交通機関のほか、平成 25 年度から安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバスがあります。また、平成 29 年 5 月令和 6 年 4 月には、地域住民にとってより使いやすく持続可能な公共交通の構築を目指して安平町地域公共交通網形成計画を策定し、地域公共交通全体の役割分担と連携を進めて共存を図りつつ、利便性の向上と利用促進に移動目的に合わせた ICT 技術等の多様な連携による利便性が高く、継続的で発展的な公共交通の実現に努めています。

当町を走る鉄道については室蘭線と石勝線がありますが、平成 28 年 11 月に JR 北海道が公表した「JR 単独では維持困難な線区」の一つに室蘭線が位置づけられました。特に室蘭線は年々利用者が減少しており、大変厳しい状況下にはありますが、住民生活に密着した欠かすことのできない「私たちの鉄道」という意識の顯示と高揚醸成と共有を図るとともに、北海道や道内沿線自治体など等と連携しながら路線を維持・確保するための利用促進策など等が必要となります。

バス交通については、厚真町から早来地区を経由して千歳・苫小牧方面とつなぐ民間による地域間幹線バス路線のほか、安平町内を運行してきたバス交通を再編し平成 31 年 4 月から運行を開始した町営による「循環バス」があります。また、路線バスとハイヤーの間の位置づけとなるデマンドバスの運行については、令和元年 8 月から近未来型無人走行運転社会を見据えた AI を活用した新たなサービス「MONEY バス予約」(スマート予約アプリ) 予約・配車サービスシステムを導入し、ハイヤー利用を含めた予約利便性の向上により利用者の拡大など等に努めています。

ハイヤーについては、安平町地域公共交通網形成計画においてこれまで公共交通体系の一つとして位置づけ、公共交通全体の連携と共存を意識しながら施策展開してきましたが、早来地区のハイ

ヤー会社の廃業に象徴されるように、営業を維持している追分地区のハイヤー会社においても経営の厳しさが年々増している状況にあり、ハイヤーをはじめとした地域の生活を支えてきた交通事業やネットワーク体制が危機に瀕しています。

■道路橋梁の現況 安平町

(単位：道路km・橋梁m)

区分		国 道	道 道	町 道	合 計
道 路	実 延 長	22.2	44.7	313.9	380.8
	改 良 済 延 長	22.2	42.2	243.1	307.5
	舗 装 済 延 長	22.2	42.2	197.1	261.5
	改 良 率 (%)	100.0	94.4	77.4	79.8
	舗 装 率 (%)	100.0	94.4	62.8	67.9
橋 梁	橋 数	8.0	23.0	85.0	116
	延 長	395.0	779.0	2,468.0	3,642.0
	永 久 橋 数	8.0	23.0	85.0	116.0
	永 久 橋 延 長	395.0	779.0	2,468.0	3,642.0
	永久橋 延長率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

(R2.4.1現在 道路現況調書による)

(2) その対策

①道路

○国道 234 号については、追分地区から安平地区間など等の交通事故が多い区間をはじめ、町内には未だ危険箇所が存在することから、継続的な交通安全対策事業の整備促進を、道道については、継続して豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線の歩道整備など等を関係機関へ要望しています。

○町道の整備については、財政状況を勘案しながら、町道整備計画に基づき計画的な整備に努めるとともに、老朽化が進む進行する道路施設について、平成 29 年度に策定した道路施設修繕計画を策定したことにより、今後主要道路等については計画的に修繕を進めていきます。

○子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など等関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。

○老朽化が進んでいる橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え・修繕を行います。

○快適な道路環境を維持するため、適切な維持補修を行うとともに、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保や除雪車運行管理システムの導入等によりきめ細かな除雪体制を整え、降雪積雪期の安全な道路環境を守ります。

②交通

○安平町地域公共交通網形成計画(平成 29 年度～令和 3 年度)及び安平町地域公共交通計画(令

和4年度～令和8年度予定)に基づき、鉄道・路線バス・デマンドバス・ハイヤーの利用促進を含めた町全体の地域公共交通体系及びサービスの最適化を推進し、子どもや高齢者に必要となる町民の足の確保とともに、回遊交流を意識した来訪者利用など等の観点を踏まえて、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

- 「JR単独では維持困難な線区」に位置づけられた室蘭線は、通勤・通学や通院、買い物など多くの町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしております、鉄道の歴史とともに歩み、鉄路を幹線として形成されたこの町に重大な影響を及ぼすことから、今後も北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます。
- 鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関の役割分担と連携の改善による機能向上や総合時刻表及び乗り方ガイドの配布による公共交通の組合せ利用の啓発を図るとともに、ノーマイカー運動の取組みを取り組みをはじめとした生活とまちづくりに欠かせない交通機関であるという意識の顕示醸成と高揚共有を図り、利用促進策を進めながら、時代の要請に応えられる鉄道や路線バス、さらにはハイヤー事業の維持確保に取り組みます。
- バス交通については、東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ改善など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に努めます。
- デマンドバス及びハイヤーについては、老人クラブなどを通じた利用啓発や運賃助成事業及び運転免許証自主返納者支援事業の周知を行い、他の交通機関を含めた活性化を図るとともに、MaaSライドシェアの導入など新しいモビリティサービスの活用により、交通サービスの諸課題の解決に努めます。

評価指標	基準値	目標値 (R712)
町道舗装率	63.0263.3% (R4)	63.0263.6%
橋梁長寿命化修繕率（対象22橋）	9.1% (R4)	18.1818.2%
デマンドバス・循環バス年間利用者数	7,2749,054人 (H30R4)	8,8408,200人

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～令和712年度)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の	(1)市町村道 道 路	遠浅酪農2号線改良舗装事業 L=3,650m、W=5.5(7.5)m	町	
		早来市街北1号支線改良舗装事業 L=93m、W=5.5m	町	
		追分市街4号線改良舗装事業 L=90165m、W=5.5+2.0m	町	

確保 橋りょう	追分市街6条線改良舗装事業 L=180m、W=6.0+2.5m	町	
	<u>町道舗装打替事業</u>		
	<u>青葉団地東2条線・青葉団地東4号線 延長L=560m</u>		
	<u>若草団地東6号線 延長L=50m</u>		
	<u>若草団地幹線1号線 延長L=47m</u>		
	<u>新栄源武線 延長L=72m</u>		
	<u>浅酪農3号線舗裝修繕 N=12箇所</u>		
	通学路等安全対策事業	町	
	<u>除雪車運行管理システム導入事業</u>	町	
	道路施設長寿命化修繕事業	町	
	橋梁長寿命化修繕事業	町	
	<u>早来安平線鈴蘭橋耐震補強事業</u>	町	
(2)農道	向陽3号線改良舗装事業 L=1,100m、W=6.0m	道	
(8)道路整備機械等	除雪車購入事業 <u>ロータリー除雪車・除雪グレーダ・除雪トラック専用車等</u>	町	
(9)過疎地域持続的発展 特別事業分 公共交通	デマンド交通運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供するもの。	町	
	循環バス運行事業 高齢者等の交通弱者の足を確保するため、民間事業者等と連携しながら、地域における公共交通サービスを提供するもの。	町	
	地域公共交通対策事業 公共交通の維持確保のため、持続可能な公共交通の構築及び利用促進を図るもの。	町	
	<u>ハイヤー事業確保等対策事業</u> <u>移動手段のセーフティネット確保のため、早来地区へのハイヤー事業者の誘致及び運転者育成・確保を図る。</u>	町	
	<u>ライドシェア運行事業</u> <u>ハイヤー、デマンドバスに次ぐ町内移動の手段として確立し、曜日や時間帯によって発生する「交通空白」を解消させる。</u>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上下水道

水道事業については、安全で安定した水道水の供給体制の確立に向けて、平成 29 年 4 月に簡易水道事業等を統合し上水道事業へ移行していきましたが、今後は上水道事業として継続させるため、効率的な維持管理と水道料金の見直しが必要となります。

平成 30 年北海道胆振東部地震を経て、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、災害復旧事業を優先としつつも、追分地区と早来地区を結ぶ緊急連絡管の新設事業を始め実施しました。

下水道事業については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、安平町全処理区の一部を除き供用開始となっています。今後も管渠整備及び、老朽化対策など引き続き、事業の推進を図る必要があります。

公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費の助成を行っています。

②廃棄物処理

ア) ごみ処理

一般廃棄物の処理は、安平・厚真行政事務組合を組織し、苫小牧市へ委託して処理する広域体制を構築していますが、引き続き広域内での最終処分埋立地の増設問題については協議が必要となります。

平成 25 年度から家庭ごみ処理の有料化を開始しましたが、家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「さわやか環境マスター」等の協力を得ながら、適正な排出に向けた巡回・監視活動を引き続き行っています。

また、ごみ収集日の見直し改善のほか、リサイクル率の向上に向けて、民間企業との連携により、使用済みパソコンや小型家電の自宅回収といった新たな取組み取り組みも始めています。

※塵芥処理（安平厚真行政事務組合にて共同処理）

令和7年3月31日現在

組合構成町	安平町、厚真町
設立年月日	昭和44年4月1日
事務所所在	勇払郡安平町早来北進218-7 TEL22-3151
事業内容	・農業、生活廃棄物の収集及び処理に関すること ・廃棄物の再生利用に関すること
収集料金	一般ごみ一有料（自己搬入の場合 10kg当たり50円） 大型ごみ一有料（1点につき500円）
収集及び処理方法	ステーション方式及び破碎処理他
処理能力	塵芥処理施設 破碎：10t/5h
計画収集対象人口	7,206人（令和7年度）
排出量	日量 4.84t

イ) し尿処理

安平町におけるし尿処理については、胆振東部3町、日高西部2町により構成している胆振東部日高西部衛生組合で収集・処理を行っていますが、し尿処理施設の老朽化のほか公共下水道事業の進展と下水道処理区域外の合併浄化槽の普及により、本衛生組合の縮小と合理化の対策が急務となっています。

※し尿処理（胆振東部日高西部衛生組合にて共同処理） 令和7年3月31日現在

組合構成町	安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町
設立年月日	昭和47年4月1日
事務所所在	勇払郡むかわ町晴海町94番地
事業内容	し尿の処理並びに浄化槽清掃業の許可に関すること
処理方法	好気性消化・活性汚泥法プラス高度処理施設
処理能力	70KL/日
処理能力	7,206人（令和7年度）
排出量	日量 7.07t

③斎場・墓地

平成30年北海道胆振東部地震により、町内の墓地、墓石は甚大な被害を受けたことから、墓石修理見舞金支給制度により支援を行ってきたほか、共同墓の建設により墓じまいなど等のニーズにも応えていく必要があります。

斎場については、震災により被災した施設の改修を行っていましたが、供用開始から相当年数が経過し老朽化している施設であることから、適切な維持管理と抜本的な見直しが必要となります。

④消防施設

当町の消防・救急体制は、厚真町・むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合により運営され、消防支署及び出張所と4地区の消防団があります。

昭和50年代に建設された追分出張所の耐震化を行ってきましたが、複雑多様化する現代社会に対応できるよう、消防・救急体制の向上を図るため、消防職員や団員の資質向上、資器材や車両等の計画的な更新など、消防力の一層の強化と充実が求められています。

■消防防火設備の整備状況 安平支署（追分出張所含む）

（令和7年4月1日現在）

区分	水槽付きポンプ自動車	小型動力ポンプ	消防ポンプ車	広報車	防火水利		
					水槽車	消火栓	防火水槽
数量	2台	6台	5台	3台	2台	107基	70基
充足率（%）	100%					68%	

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

■火災発生件数・救急車出動回数 安平支署（追分出張所含む）

各年12月31日現在

項目 年		火災発生件数（件）					損害額 (千円)	1件当たり 平均損害額 (千円)	救急車 出動回数
		建物	林野	車両	その他の	計			
令和2年	損害有	2	0	1	0	3	27,980.0	2,798.0	372
	損害無	3	0	1	3	7			
	計	5	0	2	3	10			
令和3年	損害有	2	0	0	0	2	1,011.0	126.4	368
	損害無	1	1	2	2	6			
	計	3	1	2	2	8			
令和4年	損害有	2	0	1	0	3	8,951.9	1,492.0	411
	損害無	1	0	1	1	3			
	計	3	0	2	1	6			
令和5年	損害有	2	0	0	0	2	3,911.0	782.2	502
	損害無	1	0	1	1	3			
	計	3	0	1	1	5			
令和6年	損害有	1	0	4	1	6	6,075.0	467.3	491
	損害無	0	1	3	3	7			
	計	1	1	7	4	13			

資料：胆振東部消防組合消防署安平支署

⑤公営住宅

安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修など等により住環境を確保してきており、震災により被災した方や公営住宅の収入基準を超える方のために地域優良賃貸住宅の整備を行ってきました。引き続き、計画的に適切な措置を行いながら、良質な公営住宅の確保を進めていく必要があります。

⑥河川

北海道が「2級河川安平川河川整備計画」を策定したことから、安平川、遠浅川、ニタッポロ川、支安平川の4河川については河川計画に基づいた治水対策の早期完成と土砂災害防止対策について関係機関へ要望しています。

町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあり、老朽化に伴う護岸改修など等が必要であり、町民の安全・安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。

(2) その対策

①上下水道

○水道事業については、~~田追分地区飲食用水道施設の老朽化対策を道営農地整備事業により計画的に進めるとともに、~~水道水を安定して供給するための将来像を示した「安平町水道ビジョン」に基づき、~~水道事業に~~取り組んでいきます。

○町内の水道施設を効率的に運用するため、そして、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスク

クの軽減のため、追分地区と早来地区の配水管を接続する緊急連絡管新設事業を進め活用しながら、安定した水運用を町内に残る水道未普及地域の解消を図るとともに、今後は老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新など、水道事業の安定運営に努めていきます。

○清潔で快適な生活の確保と移住・定住を促進するため、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を行っていきます。~~また、公共下水道事業の公会計への移行に向けて、進めています。~~

○供用開始されている区域については、貸付金制度や水洗化に向けた助成制度の周知を行いながら水洗化率を高めていくとともに、公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置費の助成を行いながら、適切な生活排水処理と環境保全を図っていきます。

②廃棄物処理

○ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど等継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機関と連携した「さわやか環境マスター」等の継続、乳幼児など等の子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取り組みます。

○関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域的ごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

③斎場・墓地

○町内にある2箇所の斎場については、施設及び設備の計画的な改修・修繕・更新や将来の斎場施設の在り方あり方について検討していきます。

○震災に伴う共同墓の建設と墓地の適正な維持管理を進めています。

④消防施設

○消防職員及び消防団員の資質と技術向上、そして安全な活動体制を構築するため、消防車両、資器材、消防水利など等の計画的整備を促進するとともに、災害に的確かつ迅速に対応できるよう、総合的な消防力の強化に努めます。

○救急業務にかかる人材(救急救命士)や体制の整備、充実を促進します。

⑤公営住宅

○安平町住生活基本計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂により、公営住宅等の長寿命化、良質な住宅確保に向けて、今後も計画的に施設整備・修繕を実施していきます。

⑥河川

○安全・安心な生活環境の整備に向け、「2級河川安平川河川整備計画」に基づいた4河川事業の

早期着手と早期完成について、引き続き関係機関へ要望していきます。

○既設護岸の損傷・劣化が進行し、治水機能の低下が懸念されている早来市街地を流域とするトキサラマップ川など、町が管理する普通河川については、普通河川整備計画を策定しながら、安全・安心な生活環境の整備に向け、普通河川の治水対策及び河川改修に努めていきます。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
水道普及率	87.889.9% (R <u>14</u>)	88.290.0%
下水道普及率	75.777.9% (R <u>14</u>)	77.978.0%
水洗化率	89.390.0% (R <u>14</u>)	89.690.1%

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和712年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	追分地区水道再編推進事業（道営対象） 配水管φ150～50mm、L=26,000m	道	
		追分地区水道再編推進事業（道営対象外） 配水管路 φ75・50 L=2,926m	町	
		緊急連絡管新設事業 φ150 L=3,200m	町	
		基幹管路耐震化整備事業 L=30,45718,930m	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業（追分処理区） 計画面積 205.5204.4ha、計画人口 2,6802,390 人、管渠工 42.2km	町	
		公共下水道整備事業（早来・安平処理区） 計画面積 310.7ha、計画人口 3,2503,010 人、管渠工 55.1km	町	
		下水道ストックマネジメント支援制度	町	
	その他	合併処理浄化槽整備事業	町	
	(4)火葬場	斎場統合事業 老朽化する火葬場（斎場）整理・統合に向けて、火葬設備の更新及び施設の改修等を行う。	町	
	(5)消防施設	安平支署指揮広報車更新事業 1台	胆振東部 消防組合	
		消防ポンプ自動車更新事業 1台	胆振東部 消防組合	

	高規格救急車更新事業	胆振東部消防組合	
	ホイールローダー整備事業	胆振東部消防組合	
	消防資機材倉庫建設事業	胆振東部消防組合	
	消防艇導入事業	胆振東部消防組合	
(6)公営住宅	老朽公営住宅解体工事(北町) CB造 2棟 9戸	町	
	老朽公営住宅解体工事(大町) CB造 1棟 3戸	町	
	老朽公営住宅解体工事(安平東) CB造 2棟 8戸	町	
	老朽公営住宅解体工事(遠浅東) CB造 1棟 4戸	町	
	老朽公営住宅解体工事(追分北) CB造 3棟 11戸	町	
	<u>公共施設解体事業</u> <u>追分北公住 3棟 11戸、安平東公住 3棟 12戸、追分北公住 3棟 11戸</u>	町	
	公営住宅 <u>等屋根防水、外壁改修工事</u> <u>公営住宅等に係る屋根防水工事、外壁改修工事、屋根塗装工事等</u>	町	
	公営住宅外壁、屋根塗装工事	町	
	公営住宅屋根塗装工事	町	
(8)その他	新生川整備事業	町	
	新栄の沢1号川補修事業	町	
	安平町共同墓建設工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①高齢者福祉

全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回り高齢者世帯が増えてきていますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、併せて認知症高齢者や介護を要する高齢者も増加しており、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。

このような状況の中、国では高齢者が住み慣れた地域で、必要なときに必要な支援を受けられる「地域包括ケアシステム」の構築深化を進めており、当町においても、住まい・医療・介護・予防・生活支援をの一体的になにな提供していくため、ケアシステムの構築を推進していくことが求められています。

そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなど等の在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがいづくり」や介護予防の充実が重要になります。

高齢者福祉施設については、近年、早来地区において民設民営によるサテライト型の「特別養護老人ホーム」が整備されるとともに、追分地区では北海道胆振東部地震の被害により、民間法人による「特別養護老人ホーム」の建て替え整備が実施されました。

また、介護認定を受けていない高齢者を入居対象とした高齢者生活共同施設は、在宅と介護施設の中間施設として、より充実した在宅福祉サービスの推進を図ってきましたが、開設して20年以上経過しており施設及び設備の老朽化が見られています。

②児童福祉

当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。

子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など等大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなど等を集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。

町では、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズや悩みに対して包括的な相談支援を提供する「子育て世代包括支援こども家庭センター」を平成31令和7年4月に設置しました。

③しうがい者福祉

しうがいのある方が地域で安心して生活をするためには、しうがい者福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・教育・雇用・生活環境など等多岐にわたります。それぞれのしうがいの状況や程度に合ったサービスを受ける必要があり、そのニーズは多様化しています。

ノーマライゼーションの理念の下、しうがいの種別や程度に関わらず、自分で住みたい場所を選び、必要な福祉サービスやその他の支援を受け、自立できる社会の実現やしうがいの種別間の

格差は正やサービス水準の格差は正など等地域特性を踏まえた利用者本位のサービスの充実が求められています。

近年では、しうがい者等の広域的な生活支援拠点の整備が進められているなど、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が進んでいます。

④保健

地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第23次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っています。また、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率向上の取組み取り組みが必要となることから、行政ポイントである「ポイントあびら」との連携を始めました進めています。

⑤その他

「ぬくもりセンター」は福祉総合施設として、行政窓口（支所機能）、健康推進事業や検診、介護予防事業、福祉団体による各種会議や研修等により、多くの町民が交流する施設に温浴施設や介護用特殊浴室も併設し、中心市街地に賑わいをもたらしています。

また施設面では、開設から20年以上が経過しており、給湯・暖房用ボイラーや暖房配管等の設備更新が必要な時期になっています。

（2）その対策

①高齢者福祉

○運動機能低下を予防するために、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキング、足腰しゃんしゃん教室など等の取組み取り組みを通して基礎体力づくりを進めるほか、サロン活動や子どもと高齢者の交流活動、老人クラブなど等により高齢者の生きがいづくりを推進しています。

○高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築深化と取り組みを推進していきます。

○地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業への取組み取り組みや介護給付サービスの充実を図るとともに、高齢者住宅の計画的な維持管理と夜間管理や安全対策の充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業を進めていきます。

○介護サービスの基盤整備については町全体の施設サービスのバランスや地域ニーズを聞きながら検討していきます。

○高齢者生活共同施設の施設改修を行っていく上で、計画的な補修及び改修に努めていきます。

②児童福祉

- 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなど等を集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図るほか、病児病後児保育体制の構築を検討するなど、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組んでいきます。
- 安平町まちづくり基本条例に定める「子どもが健やかに育つ環境の整備」という理念を踏まえて、保護者だけではなく、これから結婚し、親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思い、子どもたちが「このまちに生まれて良かった」と感じる環境を創るため、「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定に向けて進めていきます。
- (公財)日本ユニセフ協会から委嘱認証された「日本型子どもにやさしいまちモデル検証づくり実践自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭に置いた子ども参画や子どもが希望を持てる持続可能な社会形成など等について検証を行つて実践を進めています。
- 地域における子育て世代の安心感を醸成するため、母子保健の専門性・子育て支援機能・児童虐待や療育事業など、一体的な相談体制の構築として「子育て世代包括支援こども家庭センター」~~と「子ども家庭総合支援拠点」と~~の連携強化を図ります。

③しうがい者福祉

- しうがいのある方それぞれの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなど等に関する適正で十分なサービスの提供に努めています。
- 利用者本位のしうがい者福祉サービスを提供するとともに、老朽化する障害者支援施設の建替え支援を行いながら、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。また、医療的なケアを必要とする子どもを含めたしうがい児及びその家族が地域において自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を進めています。
- 東胆振定住自立圏の連携事業にて共同設置された「東胆振圏域地域生活支援センター」において、しうがい者に関する諸課題に対応するとともに、町内はもとより東胆振圏域で生活するしうがい者の地域生活定着支援の拠点として効果的な事業が運営されるよう関係機関と連携しながら生活機能の強化とサービス充実に向けて取り組みます。

④保健

- 管理栄養士による栄養指導はもとより、ノルディックウォーキングや筋トレ教室など等の運動教室により基礎体力向上を図りながら、いつまでも健康で生活し続けることができる取組み取り組みを展開していきます。また、体成分分析装置「インボディ」事業の継続実施のほか、地場農産品による食育と運動を柱とした~~(仮称) 健康寿命あびらプロジェクト~~健康寿命延伸事業により、管理栄養士や運動指導員など等と連携した取組み取り組みを進めながら、生活習慣病の予防や健康増進に対する意識醸成を図り、「健康あびら 21」を推進していきます。
- 特定健康診査受診率向上による重症化予防や医療費抑制を目的として、がん検診等にあわせてピロリ菌検査をセットで実施するなど等効率化を図りながら、個別訪問や電話など等で受診勧

奨を行うとともに、行政ポイント「ポイントあびら」の付与など等により、各種検診の受診率向上を目指す取組み取り組みを実施していきます。

- 妊娠期から小学生への歯磨き指導をはじめとし、高齢者まで誰もが健康な歯で食事ができるよう口腔衛生に対する意識付けをしながら、歯科口腔保健の推進に努めます。
- 妊娠期から乳幼児の栄養指導や検診事後指導など等により食育の関心を高めるとともに、高校生までを独自で拡充対象とした医療費無償化や乳幼児健診など等の情報を各種媒体により情報発信しながら子育て支援をより一層強化していきます。
- 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」など等の保健福祉施設の計画的な改修・修繕及び環境整備に努めます。

⑤その他

ぬくもりセンターの設備改修を行っていく上で、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、暖房や給湯設備の電極化や太陽光発電設備等再生可能エネルギーを導入した施設及び設備の改修を検討し、計画的な補修及び改修に努めていきます。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
特定健康診査受診率	<u>40.9</u> <u>39.0</u> % (R <u>+4</u>)	<u>57</u> <u>60</u> %
介護予防事業(1次予防)～の参加者数	<u>1,683</u> <u>1,459</u> 人 (R <u>+4</u>)	<u>2,100</u> <u>1,050</u> 人

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和712年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(1)児童福祉施設 <u>保育所</u> <u>児童館</u>	<u>小規模保育所創設補助事業</u> <u>児童館を含む児童福祉複合施設整備・改修事業</u>	町	
	(2)認定こども園	<u>認定こども園を含む児童福祉複合施設整備・改修事業</u>	町	
	(3)高齢者福祉施設 <u>老人福祉センター</u> <u>その他</u>	<u>安平町デイサービスセンター改修工事</u> <u>高齢者生活共同施設改修工事</u> <u>町内に居住する高齢者の福祉を増進するために設置された町有施設を維持・整備するもの。</u>	町	
	(5)障害者福祉施設 <u>——</u> <u>障害者支援施設</u>	<u>社会福祉法人富門華会障害者支援施設整備補助事業</u>	町	
	(8)その他	<u>ぬくもりセンター施設改修工事</u> <u>町民の健康の増進と保健福祉の向上に対応すべく設置された町有施設を維持・整備するもの。</u>	町	

	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 <u>分)</u> 高齢者・障害者福祉	地域の支え合い事業 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援を必要としている高齢者やしうがい者等を地域の自治会・町内会が支える仕組みを構築するもの。	町	
		運転免許証自主返納者支援事業 運転免許証を自主返納した75歳以上の町民に対して、町内の公共交通機関で利用できる共通回数乗車券を交付し、高齢ドライバーによる交通事故の抑制と暮らしの支援を図る。	町	
		福祉ボランティアポイント事業 新しい公共の担い手確保及びボランティアのやりがい、生きがいの創出に資するため、ボランティアポイントを付与する。	町	
	健康づくり	安平町指定地域密着型介護事業所への入院給付費助成事業 指定地域密着型介護事業所における入所者の安心した生活の確保と事業所の円滑な体制整備を図るため支援を行う。	町	
	その他	健康寿命延伸事業 スポーツセンターにおける各種運動教室、健康指導のほか、施設の活用促進により、町民の健康増進と医療費の抑制を図る。	町	
		特定不妊治療助成事業 町内で不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減し、出産に結びつく環境整備を推進する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

当町の医療機関については、~~病院1箇所~~、診療所~~1~~2箇所、歯科診療所~~4~~3箇所（令和7年4月現在）が民間により運営され、内科、小児科、放射線科など等の診療科目となっています。よって、産婦人科や人工透析など等の専門医療については、第2次及び第3次の保健医療福祉圏である苦小牧市や道央圏の医療機関に依存している状況となっています。

休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苦小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページに掲載し情報提供を行っています。

引き続き安心して暮らすためには、医師の確保対策などを通じて、現在町内の医療体制を維持・強化していく必要があり、さらなる町内医療体制の維持に向けた取組みの強化や医療機能の充実を図ることにより地域医療を確保していくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症対策となるワクチン接種について、円滑かつ万全な接種体制を確保し対応していく必要があります。

■医療機関

（令和7年4月1日現在）

区分	名称	床数	診療科目	備考
診療所	社会医療法人平成医塾 あびら追分クリニック	0	内科、小児科、泌尿器科、整形外科、皮膚科、眼科	整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科の診療科目については、月1~2回の診療
	医療法人社団並木会渡邊医院	0	内科、小児科、皮膚科、外科	
歯科診療所	ひまわり歯科医院		歯科、小児歯科、口腔外科	
	日野歯科		歯科	
	早来ファミリー歯科クリニック		歯科、小児歯科	

(2) その対策

○地域医療を担う民間医療機関の維持存続のため、かかりつけ医の確保のほか専門医の不足や医療機関の看護師不足などを解消する支援制度を継続して行うとともに、医療機関等との連携により、医療過疎の打開、並びに地域医療の確保に向けて取り組んでいきます。

○安心して暮らすために必要な地域医療を進めていくにあたっては、地域に寄り添い身近で頼りになる「かかりつけ医」の普及・定着により最善の医療が継続されるよう、総合的な能力を有する医師の確保に努めます。

○休日または夜間の1次医療体制を維持・確保していくため、町内医療機関に対し医師派遣や看

護師の確保など等への独自支援を行いながら、急病患者に対し適切な救急医療を提供できるよう医療体制の維持・確保に努めます。

○安全・安心に暮らすこと、そして移住・定住の観点から、第2次医療圏における高度救命救急医療（2次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に努めてまいります。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
町内医療機関の確保	病院：1、診療所： <u>±2</u> 歯科診療所：4 (R <u>±4</u>)	現行数の維持

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和712年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1)診療施設 <u>病院・診療所・その他</u>	町内医療機関修繕等事業 地域住民の保健衛生の向上と安心して受診できる医療環境の確保を図るため、町内医療機関等の老朽化に伴う修繕を図る。	町	
	(3)過疎地域持続的発展特 別事業 <u>分</u> 民間病院	休日夜間医療体制確保業務 救急医療体制業務 休日夜間地域医療体制確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、休日・夜間の救急医療体制を確保するもの。 専門医確保助成事業 地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、専門医を確保するもの。	町	
		看護師等雇用確保助成事業 新規看護師雇用助成事業 看護師及び歯科衛生士を確保するために、医療機関に対し支援を行うもの。	町	
		地域医療提供体制維持費等補助事業 かかりつけ医の定着など等に重点を置いた地域医療体制構築を推進するために、医療機関の安定した経営及び運営に対し支援していくものする。	町	
		地域医療連携支援事業 —眼科・小児科・整形外科診療体制の維持や町内医療機関の連携に係る支援を行うもの。	町	

	<p><u>かかりつけ医確保事業</u> <u>地域住民が安心して暮らせるよう、医療機関へ支援を行い、かかりつけ医を確保する。</u></p> <p><u>医療機器等購入費補助事業</u> <u>地域住民の保健衛生の向上と安心して受診できる医療環境の確保を図るため、町内医療機関等の医療機器購入を図る。</u></p> <p><u>医療機関通院移送車運航支援事業</u> <u>地域住民が医療機関への受診が自宅から遠く困難である場合に支援する。</u></p> <p><u>新規医療機関開設支援業務</u> <u>新たに医療機関を開設するために必要な経費を支援する。</u></p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①幼児教育・義務教育

町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携保育園認定こども園が整備され、子育て環境及び就学前教育の充実に取り組んでいます。また、両園ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入により小学校や地域と連携した特色ある幼児教育、さらには発達段階に応じて遊びを通じて子どもたちの育ちを支援する「遊育」を進めるなど、質の高い保育及び教育サービスの提供により、町外からの入園希望もあり、計画以上の入園児童を確保しています。

義務教育施設については、小学校4校、中学校2校、義務教育学校1校の合計6校があり、町内の中立学校全てにコミュニティ・スクールを設置し、地域・学校・行政が連携、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた特色ある学校づくりを進めています。

そのような中、平成30年北海道胆振東部地震により仮設校舎での学校生活を余儀なくされる早来中学校の再建に起因した早来学園の設置については、早来小学校・安平小学校・遠浅小学校との一体型の学校整備を目指し統合による義務教育学校とし、多様な町民参画を実施しながら未来に向けた地域に開かれた学校づくりを進めているところです。

さらに、町内で先行して小中一貫教育を進めてきた追分小学校と追分中学校については、特に追分小学校の老朽化等に対応した校舎の維持が大きな課題となっていることから、町民参画による議論のもとで、将来のあり方を検討していきます。

②生涯学習・社会教育

「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、「安平町まちづくり条例」に担い手育成と生涯学習社会の実現を定めています。

生涯学習社会の実現に向け、「安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）」に基づき、施策の展開、そして各種学習機会の充実や町民の交流、活動のネットワークづくりを通じ、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。

社会教育活動の拠点となる各公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動など等地域における様々な活動の場として利用されているとともに、公民館事業等として小学生向けの防災キャンプなど等各種企画が催されています。

施設面では、老朽化と未耐震が課題となっているた早来公民館（早来町民センター）について、耐震化とともに他の公共施設との機能集約や防災機能を付加した施設として整備を行いましたが、今後は追分公民館等の再整備についても検討していく必要があります。

③社会体育

町内には、体育協会加盟団体など、自主的に活動する多くのスポーツ団体があり、団体やグループの育成と活動の支援により、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化に取り組んでいます。

運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であり、疾病予防や町全体の医療費の抑制につながるものと考えられることから、「健康寿命延伸事業」のほか、スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントなど、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組んでいます。

町民の健康づくり及び体育の普及振興を図るため、町内には施設改修を終えた屋内及び屋外スケートリンクのほか、野球場やスキー場など多くの運動施設を有しております、計画的な施設の改修及び維持補修に努めてきました。

~~しかし、震災により多くのスポーツ施設や合宿施設で被害を受け、利用中止・休止を余儀なくされている施設もあり町民の運動機会が縮小・制限されている状況にあることから、新たに多目的競技ができる運動施設や合宿施設が必要となっています。~~

(2) その対策

①幼児教育・義務教育

○質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者ニーズへの迅速な対応を目指した魅力ある民間運営により、子育て世代の確保と誘引につなげていくため、民間法人と連携しながら、認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育のさらなる充実を目指します。

○質の高い幼児期の教育を確実に小学校以降の義務教育へとつなげていくよう公私連携による教育内容の幼小連携接続を進めています。

○子どもの自主性と創造性を促す遊びながら学ぶ空間整備や施設の充実に向け、町内団体が主体となり進めるプレーパークの整備に対する支援や、地域おこし協力隊と進めている遊育事業の推進に併せ町内全体への広がりを図ります。

~~○遊育事業で育まれる資質・能力がこれからの中学校で求められる教育活動で発揮されることが期待されることから、学校教育との連携を研究していきます。~~

○子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育活動の実現を目指し、全小中学校に導入しているコミュニティ・スクールを中心に、引き続き幼保小中高の連携による学力向上に向けた学校教育の強化を進めます。

○早来中学校の再建学園については、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、丁寧な町民参画を実施しながら、老朽化が著しい早来小学校との一体型の学校整備を行いつゝ、当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策につなげていくという、安平町の未来へつながる復興のシンボルとして、よりよい環境の整備に進めていきます。

~~○児童・生徒の学習意欲を高めることを目的に、より新たな知見で専門的な学習機会を提供するとともにアカデミック・リーディングによる事業展開など、人生の選択肢や可能性を広げる学びサポート事業などの取組みを推進していきます。安平町の特色でもある「あびら教育プラン」を学校の教育課程に位置付け、地域を題材にした探究的な学びを作る取り組みを進めます。~~

○老朽化が進んだ教職員住宅については、地域の防犯や景観維持を図る観点などから、解体を

行います。

- 町内唯一の高等学校教育機関である「北海道追分高等学校」の存続に向け、行政・学校・存続支援協議会などの民間と一緒にした運動を展開します。北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業「北海道MA+CHプロジェクト」の指定を受けた北海道追分高等学校の活動を支援し、総合探求と選択の時間を活用し、地学協働による高校魅力化の取り組みを進めています。
- 追分小学校及び追分中学校については、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、丁寧な町民参画・子ども参画を促しながら、早来学園に勝るとも劣らない教育環境の構築を目指し、若年層や子育て世代の関心をより高めることで人口確保対策の核とするための整備を進めています。

②生涯学習・社会教育

- 生涯学習活動を推進するために、町内の施設において学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催や、自主運営・自主管理方針による町民自主企画講座等の学習機会の提供など、様々な学習活動に参加できる環境をつくり、多くの町民が参加し実践できるよう推進しています。
- 青年層や成人向けに知的好奇心を高めるための探求授業など新たな取り組みを行ながら、地域の将来を担う人材の育成に主眼を置いた社会教育の推進を図ります。
- 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場であり、さらには協働のまちづくりを進める地域の拠点であることから、災害時には主要避難所になることも念頭に置きながら、各種活動の拠点となる公民館の改修整備を行うなど、計画的な改修等に努めています。
- 老朽化と未耐震が課題となっている早来追分公民館（早来町民センター）については、被災した早来研修センターとの集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育馆機能等を兼ね備えた機能複合化などを視野に整備を行うこととし、町民意見を丁寧かつ、慎重に聞きながら、芸術文化の交流拠点としてよりよい機能を果たすことができるよう基本的な整備方針を示しを進めています。

③社会体育

- 町内の各種スポーツ少年団が構成員となっているNPO法人の側面的支援を行うとともに、スポーツ団体と連携した各種教室やイベントの開催など、スポーツ団体やグループの育成と活動の支援を行いながら、スポーツ団体の積極的な活動展開を促しています。
- スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成を行うなど競技スポーツの振興を図ってきたことにより、安平町出身者の青年層や成人の全国大会や世界大会出場も多くなっていることから、支援対象を青年層や成人まで内容の拡充を図りながら、より一層のスポーツ活動の振興を図ります。
- 温水プール・アイスアリーナ・トレーニングルームを備えるスポーツセンターについては、指

一定管理者制度の導入による利用者の利便性向上・利用者増を図つてやるほか、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修や長寿命化に取り組みます。

○これまでミニサッカーやミニバレーボールの少年団活動として利用していた早来研修センターの利用が中止となり、運動機会が縮小制限されている状況にあることから、老朽化と未耐震化が課題となっている早来公民館（早来町民センター）との集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育館機能等を兼ね備えた機能複合化などを視野に施設整備を行うこととし、町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示してやります。

評価指標	基準値	目標値 (R712)
学校教育とあびら教育プランの連携	—20事業 (R6)	連携実施15事業もしくは 累計75事業

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和712年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 屋内運動場	早来小学校・中学校町立学校整備・改修等事業 既存学校の整備等に関することに加え、現在将来のあり方を検討している追分地区の学校整備を含め、地域におけるより質の高い教育の振興を図る。	町	
		早来小学校旧町立学校施設解体事業	町	
		早来中学校解体事業	町	
		早来小学校・中学校外構整備事業	町	
		教職員住宅解体工事	町	
	スクールバス・ポート 給食施設	スクールバス更新事業	町	
		学校給食センター施設設備品及び機器整備事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	避難所非常用電源対策事業 追分公民館整備事業 単なる老朽化への対応にとどまらず、より魅力を高めるための整備を実施する。	町	
		防災支援施設改修整備事業 早来地区公民館整備事業 遠浅・早来・安平の各地域に設置されるもの。	町	
		公共施設修繕整備・改修事業 野球・テニス・スキー・パークゴルフ・プール・多目的スポーツ	町	

		<p><u>一ツセンター等の体育施設の維持と魅力化に対する整備・改修</u> を実施する。</p>		
		<p><u>公共施設整備事業</u></p>	町	
	その他	<p><u>スポーツセンター温水プール天井耐震化改修事業</u></p>	町	
		<p><u>せいこドーム（スポーツセンター）整備事業</u> <u>プール、アイスアリーナ、トレーニング施設を有する同施設</u> <u>の利用促進を図る。</u></p>	町	
		<p><u>社会教育・社会体育施設等長寿命化計画策定事業</u></p>	町	
(4)過疎地域持続的発展特 別事業分)	義務教育	<p>あびら教育プラン推進事業 学校教育と社会教育の連携により遊育活動や社会教育活動 を教育現場で展開することで、安平町の特色ある教育を推進す る。また、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育のほ か、学校職員の負担軽減や学校と地域の一体感の醸成を図る。</p>	町	
	高等学校	<p><u>早来学園（まなびお）魅力化・維持管理事業</u> <u>早来学園の地域開放部分について、単なる管理清掃をするの</u> <u>ではなく、コンシェルジュの配置等により魅力向上のためのイ</u> <u>ベント企画等利用者促進・利便性向上を実施する。</u></p>		
	生涯学習・スポーツ	<p>追分高等学校存続支援事業 地元追分高等学校の存続に向けて、生徒の通学面や保護者の 負担軽減<u>や魅力向上への取り組み</u>により進学先として選択さ れる学校へ繋げるための取組みとする。</p>	町	
		<p>文化・スポーツ大会参加助成事業 町内の文化・スポーツ団体または個人を対象として、全道・ 全国・国際規模で開催される大会等へ参加する遠征費等を助成 し、青少年の文化・スポーツ活動の活性化<u>に向けたを支援を行</u> <u>うする。</u></p>	町	
		<p>アイスゲット大会開催事業 多くの世代が楽しめる多世代型スポーツであるアイスゲッ トを通じた地域間交流の推進と健康増進を図る。</p>	町	
		<p><u>遊育推進事業</u> <u>外遊びを継続的に行える環境を確保し、そのフィールドを活</u> <u>用した体験プログラムやイベントの提供及び展開により魅力</u> <u>的な子育て環境を創造する。</u></p>	町	
		<p><u>地域スポーツ・文化環境体制整備事業</u> <u>中学校の部活動の地域移行後の子どもを含めた地域と一體</u> <u>となったスポーツ・文化づくり支援を行う。</u></p>		

	<p>学びサポート事業</p> <p>—アクティブラーニングなどを通じた学習意欲の創出・機会を提供し、知的好奇心を高める探究授業を行ながら、差別化した教育コンテンツの構築、社会教育事業の推進と生涯学習の展開を図る。</p>	町
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

安平町の集落は、基幹集落である追分市街地と早来市街地を中心に、放射線状に集落が広がり、その多くは農村集落となっています。

自治の単位となる自治会・町内会等の数は3432集落あり、その中には、高齢化率が50%を超える地区があるなど、自治会・町内会等組織の運営に支障を及ぼす集落が発生してきていることから、町では町職員が地域と行政をつなぐパイプ役となる「地域サポート制度」を導入しながら、地域コミュニティの支援に取り組んでいます。

しかし、地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等では、地域の核となる人材・役員や会員の不足、小規模な自治会・町内会等の将来的な在り方あり方など、多くの課題があることから、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取り組みが必要となります。

その他取り組みとして、町内の空き家・土地情報を掲載できる空き家バンクを開設し、住宅・土地を売りたい方と買いたい方のマッチングを図っていますが、空き家対策の解決に向けた空き家住宅の流動化を図る取り組みが求められてきます。そのような中、令和7年度には早来学園に近い町有地について、戸建て住宅と民間賃貸住宅のいずれにも対応できるよう宅地造成を進めています。

また、高齢化や人口減少で低下しつつある地域の暮らしや協働活動を、地域の人々とともに支え、将来に向かって持続可能なものにするため、国の制度を十分に活用した集落支援員の導入を進めます。

(2) その対策

○意欲ある都市部の若者を地域に迎え入れる「地域おこし協力隊」制度や、地域サポート制度の導入により、地域の課題解決や地域コミュニティの維持に取り組みます。

○地域コミュニティの維持存続や再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取り組みを展開する地区別計画（協働実行プラン）を策定が閉校施設（安平小学校・遠浅小学校）を抱える安平地区と遠浅地区で進められています。なお、地区別計画（実行プラン）の策定その実行にあたっては、町民地区住民とともに計画づくりから計画策定後の実践に至るまでのサポートやコーディネートなど、協働体制を構築しより深めながら進めていきます。

○生活環境の保全と定住対策等の観点により策定した「安平町空家等対策計画」に基づき、活用できる空き家（中古住宅）については、移住・定住を促すための住宅リフォーム助成制度や空家住宅購入費助成事業、不動産情報提供事業の体制整備により、町内空き家の活用施策を展開しています。また、町有地等を活用した宅地造成についても引き続き検討を進めます。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
自治会・町内会等加入率	<u>81.280.0%</u> (R <u>14</u>)	80%以上

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業分 集落整備	住宅リフォーム助成事業 住宅のリフォームに対して助成を行い、快適な住環境の確保をはじめ、子育て世代の誘導、移住定住化対策に取り組む。	町	
		地域おこし協力隊活用事業 都市部からの若者等を地域に迎え入れ、観光振興や農業振興など等地域コミュニティの活性化を図る。	町	
		地区別計画策定・協働体制構築協働づくり事業 地域コミュニティの再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取り組みを展開する地区別計画を地域が主体となり策定し、地域が抱える各種課題その解決を図りながら新しい支えあいの仕組みを構築する。	町	
		旧安平小学校跡地活用検討プロジェクト事業 上記地区別計画に基づく安平地区まちづくり協議会での議論を踏まえ、旧安平小学校跡地活用計画の策定に向けた検討及びその実施をする。	町	
		空家住宅購入費助成事業 空き家購入や賃貸リフォームをする場合に助成を行い、空き家の流動化対策を図るとともに住まい確保を図る。	町	
		宅地造成事業 集落再編を図るための整備等を行う。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①芸術・文化の振興

当町では、様々な芸術・文化団体やサークルが幅広く活動するなど、芸術・文化活動に対する意識が高く、町まちづくり、人づくりに大きく貢献しています。

しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組み取り組みや町民への情報発信など、支援を強化していく必要があります。

また、町内で優れた芸術文化を鑑賞できる環境と機会を充実させていくとともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、地域間の交流やによる一体感の醸成を図る必要があります。

②文化財の保護

町指定の文化財については、北海道胆振東部地震の影響により、一部被害を受けているものがありますが、文化財の補修を行うことで後世に伝えていくこととしています。こうした災害を踏まえた郷土資料の展示方法や管理保存方法等の見直しなどのす必要があります。

平成31年に開業した道の駅あびら D51ステーションに併設する鉄道資料館には、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財に登録された「蒸気機関車D51 320号機」が展示されており、道の駅のシンボルとして来場者を魅了しています。今後は、日本遺産構成自治体との連携などによる魅力発信など等きらなるにより、価値向上につなげていく必要があります。

(2) その対策

①芸術・文化の振興

○芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童・生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術・文化に触れあう合う機会の拡充を図ります。

○震災を契機に設立された町民活動団体が芸術・鑑賞事業を行うなど等新たな動きも出てきていることから、芸術・文化活動団体の会員確保に向けた団体活動の情報発信など、文化協会と連携しながら、芸術・文化活動団体の育成と支援に努めます。

②文化財の保護

○町が指定した貴重な文化財については、その保護に努めるとともに、町内郷土史団体との連携を通じて、震災の記憶を後世に伝える取組み取り組みをはじめ、町の指定文化財や郷土の歴史に触れる機会を確保していきます。

○地震により被災した郷土資料もあることから、関係機関と連携しながら、地震など等の災害に耐えられる郷土資料の展示方法・管理保存方法の見直しを行います。

○これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となっ

た SL 車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大、そして、鉄道文化の継承につなげていきます。

○SL車両を保守・整備している「SL保存協力会」の存続と後継者の育成支援を行うとともに、安平町に保存されたキハ183系車両の保存・管理・利活用など等を目的として発足した「あびら鉄道交流推進協会（おおぞら会）」と連携しながら、鉄道観光資源を地域活性化につなげる取組みを取り組みを展開し、町内外からの地域ソーターを募るなど、SL車両等の財産のほか、知識や経験などを後世に引き継ぐためのサポートを強化していきます。

評価指標	基準値	目標値 (R712)
鉄道の歴史に触れる機会数 (鉄道資料館の開館回数)	117回 (R14)	1514回

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和712年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 —地域文化振興施設	指定文化財災害復旧事業補助金	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	鉄道資料館整備事業 道の駅あびら D51ステーションに併設する鉄道資料館に展示する「蒸気機関車 D51 320号機」の車両整備や車両運行など、文化財の保存と活用により地域文化の継承を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

~~地球温暖化に伴う二酸化炭素の抑制意識の高まりのほか、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、省エネや節電、再生可能エネルギーに対する社会の関心が高まる中、町では、平成25年度に「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」を策定しましたが、策定当時の情勢変化などもあり、時代に合った計画の見直しが必要とされています。~~

~~再生可能エネルギーの産業分野では、町内で日本最大級のメガソーラー発電所や世界最大規模の蓄電施設が建設されるなど、今後も次世代エネルギー技術を有効活用した環境に負荷の無い優しい町づくりを進めていく必要があります。地球温暖化の進行に伴い、記録的高温や大雨、渇水等の異常気象が増加しています。我が国は、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げています。これに向け、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、蓄電や分散型電源の活用、需要と供給の調整を図る取組が進められていますが、電気料金の上昇、送電網の制約、出力抑制への対応が課題となっています。~~

~~安平町においては、令和5年度にゼロカーボンシティ宣言及び地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で48%削減し、2050年の実質ゼロを目指す目標を掲げ、取組を推進しています。~~

~~加えて、2018年の北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、災害時においても電力を確保できる体制の構築を目指し、公共施設における再生可能エネルギーの活用やマイクログリッドの構築を進めています。~~

~~環境にやさしく快適で安心安全なまちづくりに向け、町民及び事業者と一体となってゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいく必要があります。~~

(2) その対策

○~~近年町内では、再生可能エネルギー産業分野における事業進出や事業展開が行われていることから、町内各種産業への利活用に向けた研究や、町民等に対する情報提供・普及促進を図ってまいります。公共施設のZEB化とLED化の推進、公用車のEV化と充電インフラの整備、住宅・地元企業・農業分野での再生可能エネルギー・省エネルギーの普及、人材育成と資金の地域内循環の推進に取り組んでいきます。~~

○~~町内公共施設及び街灯LED化により、電力使用量の抑制・節電を図ることで、公共施設の省エネルギー対策に取り組んでいきます。~~

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> 12)
再生可能エネルギーの活用事業数	<u>3</u> 件 (R <u>4</u>)	累計 <u>3</u> 団体 <u>18</u> 件

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	脱炭素化事業 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、公共施設への太陽光発電設備・蓄電池等の設置や地域マイクログリッドの構築等を実施する。	町	
	(32)その他	公共施設 LED 化事業 町内街灯整備事業（LED 化を含む。）	町	
	(過疎地域持続的発展特別 事業分)	脱炭素化事業 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、安平町ゼロカーボンシティ推進協議会運営経費、町民・事業者向け太陽光発電設備等設置補助金の交付等を行う。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの衰退など、複雑・多様化した課題に対処していくには、先進地事例の研究や民間企業等との連携など、当町の現状をしっかりと把握した上で目標を明確にし、より効果の高い事業を組み合わせながら、解決に向けた取組み取り組みを進めることが重要となります。

当町では、こうした各種課題に対応していくために、民間求人サイトを活用した職員の人材確保や民間人材の活用など等を通じて、さらなる地域の活性化に向けた取組み取り組みを行っています。

また、当町のまちづくりや特色、魅力を全道・全国へアピール発信し、町の認知度を高め定住人口・交流人口・関係人口の拡大へ結びつけていくためには、ターゲットを明確にしながら、的確に伝えていくことが重要となってきます。

(2) その対策

○社会情勢の変化に迅速及び、かつ、的確に対応するため、庁内ワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決に向けた体制づくりを進めます。

○当町の町民に向けた広報インナープロモーション活動と、町外に対する売り込みシティプロモーションを行う上で必要となる指針としてため「シティプロモーション戦略安平町プランディング推進協議会」を策定七立ち上げ、全町的な取り組みとしての展開を図ります。

○町外に向けた情報発信力の強化を進めるため、町の様々な魅力を道内・全国に向けて積極的に発信し、当町の知名度やイメージの向上を図りながら、交流人口拡大から最終目標である子育て世代の町への定住人口の確保及び拡大へ結びつけていきます。

○民間企業の持つ技術やノウハウを活用しながら、地域課題の解決を図っていきます。

○町民や各種団体のチャレンジや事業を応援・支援する仕組みによりて、町民主体の自主的なまちづくり活動を推進していきます。

評価指標	基準値	目標値 (R <u>7</u> <u>12</u>)
まちづくり事業支援交付金の活用団体数	<u>11</u> <u>14</u> 団体 (R <u>14</u>)	累計 50 団体

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	<u>(過疎地域持続的発展特別 事業分)</u>	<p>政策課題WG設置事業 社会情勢の変化に迅速及び的確に対応するため、組織として横断的なワーキンググループを設置しながら、高度化する行政課題の解決方法等を調査研究し、実行性ある取組みを取り組みを目指す。</p> <p>シティプロモーション戦略事業 情報発信の基盤となるシティプロモーション戦略を策定するほか、SNS を通じた情報発信の外部委託など等により発信力を強化に向けた取組みする。</p> <p>地域活性化起業人活用事業(地域おこし企業人交流プログラム 活用事業) 民間企業等の社員を一定期間受け入れ、民間が持つノウハウと知見を活かし、地域課題の解決を目指す。</p> <p>あびら版町民チャレンジ応援事業(クラウドファンディング事 業) クラウドファンディング系資金調達手法による外部資金調達を通じた町民チャレンジのコーディネートやサポートを行うなど、町民・団体によるチャレンジを応援する仕組みを構築する。</p> <p>まちづくり事業支援交付金事業 地域コミュニティ団体や地域活動団体が行うまちづくり事業を支援し、協働のまちづくりを進める。</p> <p><u>公共施設等マネジメント推進事業</u> <u>公共施設総合管理計画の改訂、個別計画の策定及び施設老朽化調査を実施する。</u></p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

安平町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

【議事（3）第3次安平町総合計画策定について】

町民まちづくりアンケートの結果

【実施期間】 令和7年7月7日～同8月6日

【実施方法】 アンケート調査表を広報紙へ同封
調査表の紙提出又はオンラインで回答を回収

【回収結果】 回収件数 389件
回答率 12.50%（確定値）※前回調査回答率17.9%、今回目標率20%

【調査結果（速報）】 ※調査の核心部分については、現在分析中



※回答いただいた結果の分布について住民基本台帳上の状況と比較した結果、問1(2)の「20歳代」で約5%、問1(5)の「早来地区」で約7%の差があるが、全体として概ねどう分布となってる。

※問1(4) 家族構成に関する問い合わせは、掲載を省略

【議事（3）第3次安平町総合計画策定について】

町民参画の状況

令和7（2025）年度 第3次総合計画策定に係る町民参画活動実績

年月日	分類	種類	主な内容等	参画人数
1 5月20日	①	アンケート	5/20開始、6/30終了で愛着度調査	267
2 5月29日	①	アンケート	早来学園9年生授業にて、愛着度を調査	30
3 6月13日	①	アンケート	追分中3年生授業にて、愛着度を調査	15
4 6月27日	③	委員会	未来創生委員会にて今後の方針性を審議	14
5 6月30日	②	その他	議員全員協議会にて今後の方針性を意見交換	9
6 7月6日	①	アンケート	うまか祭りにおける愛着度調査	1,709
7 7月7日	①	アンケート	7/7開始、8/6終了で満足度重要度調査	389
8 8月19日	②	ワークショップ	教育まちづくりフォーラム100人会議にてウェルビーイング（しあわせ）に関する意見交換	88
9 8月27日	③	委員会	未来創生委員会にて町長より策定に関する詮問	12
10 9月30日	③	ワークショップ	教育まちづくりPT	12
11 10月5日	①	アンケート	道の駅（チーズショー）における愛着度調査	1,188
12 10月9日	その他	ヒアリング	追分地区学校づくりに係る地域の方、先生に対するマチの魅力や課題に関する調査	57
13 10月9日	③	アンケート	協力隊委員会生業形成マネジメント業務における町に対する意識調査	22
14 10月10日	①	アンケート	お試し暮らし住宅利用者アンケート（現時点のものを受け領）	9

合計
延べ3,821名

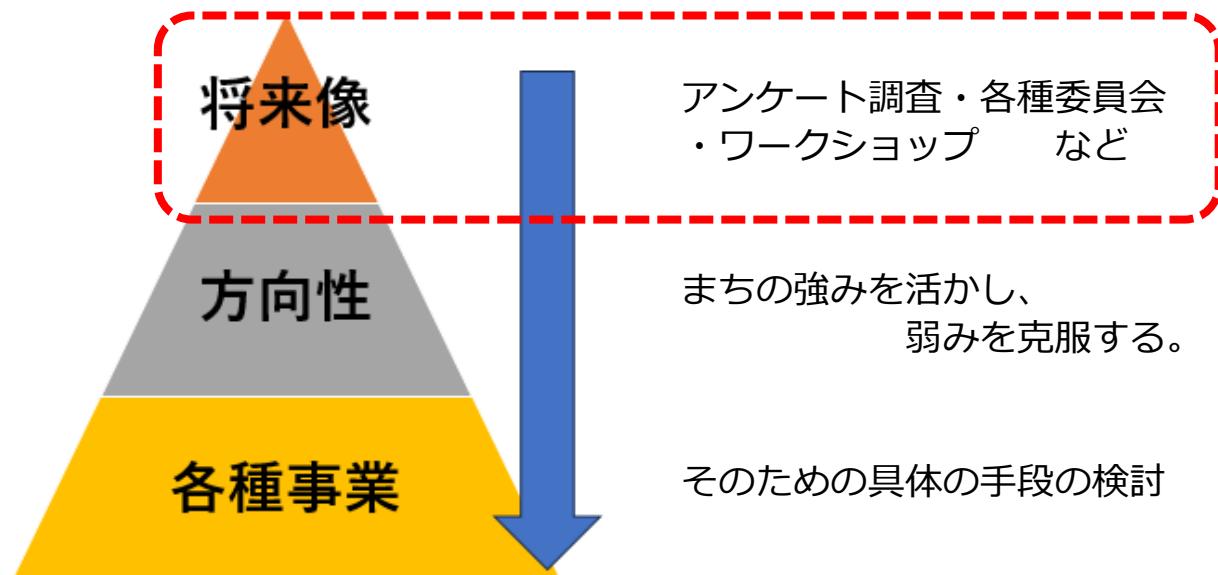
（府内の連携状況）

- ・愛着度調査（うまか祭りや道の駅でのイベント含む）：総務課
- ・中学生まちづくり授業、教育まちづくりフォーラム、教育まちづくりプロジェクトチーム、追分地区学校づくり：教育委員会
- ・市民まちづくりアンケートのPR活動：農業委員会、健康福祉課、教育委員会

※府内へ呼びかけ、まちづくり全般に関する市民からのご意見を承ったアンケート調査や各種会議等の結果について引き続き情報収集し、市民参画の機会と捉えていきたい。

今後の進め方～第3次安平町総合計画

進め方（イメージ）と現在の進捗段階



あびらの未来を、みんなで考える。

新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来の「かたち」を決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていきます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

未来の「かたち」を描く3つの段階

- ・**基本構想** 将来像を定め、その実現に向けた大きな方向性を示すもの
- ・**基本計画** 基本構想を実現するために実施する事業の方向性を示すもの
- ・**実施計画** 個別の事業を、具体的にどうやって行うかを示すもの

※この3つの段階を総称して「総合計画」と呼んでいます。

第3次総合計画策定に向けて「基本構想」と「基本計画」を新しくする準備をはじめたたま～！

〔第2次安平町総合計画の構成と期間〕

H29～R8

●基本構想（10年間）

町の将来像や政策、施策の大枠を示す長期的な指針。

H29～H30

R1～R4

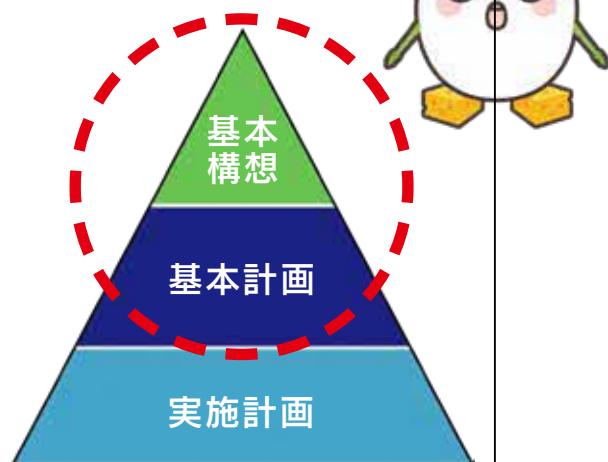
R5～R8

●基本計画（前期2年間、中期4年間、後期4年間）

基本構想を実現するための中長期的な指針。政策を分野別にまとめ、現状と課題から事業の方向性などを示し、達成度を測るために成果指標を設定している。

●実施計画（3年スパンで、毎年度見直し）

基本計画に基づいた個別具体的な事業を立案。



なぜ「総合計画」が大切なのでしょうか

「人口減少」や「少子高齢化」「自然災害への備え」「持続可能な地域づくり」など町や町民の皆さんには、たくさんの課題と向き合っています。

だからこそ、これからのおおひら町をどんな町にしていくか、そしてそのためには何をするべきかを、町としてしっかりと定める必要があります。

この総合計画は「まちづくりの設計図」であるとともに「みんなで進む地図」でもあります。

「第2次総合計画」はこちから

平成29年度から始まった第2次総合計画の「基本構想」や「基本計画」は、それぞれ100ページほどと大変ボリュームのあるものとなっています。

町ホームページで公開しており、右記二次元バーコードからご確認いただけます。

なお、インターネットでの確認ができない方には、印刷してお渡ししていますので、下記問合せ先までお気軽にご連絡ください。



町ホームページ
「安平町総合計画」



総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ ②2751

次号の
総合計画ページ

令和9年度からスタートする第3次総合計画の準備が本年度から始まりました。

- ・「次の総合計画は、どんなものにしていくのか」
- ・「次の総合計画は、どうやってつくっていくのか」

計画をつくるうえでの基本的な方針をまとめましたので、次号でお知らせします。

「あびたまなっちー」のご紹介

令和5年度に卒業した早来学園9年生の授業「総合的な学習の時間」にて、町の過疎化などの問題点を学び、町づくりについて考えました。

その中で、町外の方や子どもたちに町の要素がたくさん詰まった「ゆるキャラ」で町に興味を持ってもらうという考え方のもと「あびたまなっちー」は誕生しました。

今後は「過疎に立ち向かうシンボル」として、あびたまなっちーとともに、総合計画に関する情報をお届けていきたいと思います。



「あびたまなっちー」
紹介ページはこちら

あびらの未来を、みんなで考える。

新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来の「かたち」を決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていきます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

前回のおさらい

広報あびら8月号では、次のことをお知らせしました。

- ・「総合計画」とは、町の未来のかたちを決める大切な計画。
- ・現在の第2次総合計画は、2017（平成29）年度から2026（令和8）年度まで10年間のもの。
- ・教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の“方向性”を示す。



第3次（次期）総合計画の構成や基本事項

総合計画は「安平町まちづくり基本条例」に定められる「最上位計画」であることから、首長の改選期と整合を図る必要があります。そこで、第3次総合計画は、次の期間で計画をつくることにします。

●基本構想	令和9（2027）年度～令和16（2034）年度（8年間）
●基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画 令和9（2027）年度～令和12（2030）年度（4年間） ・後期基本計画 令和13（2031）年度～令和16（2034）年度（4年間）

- ・令和8年4月、令和12年4月が想定される改選期であることから、その翌年から新しい基本計画が始まることを想定しています。
- ・計画の方向性は、役場組織内に設置される未来創生本部および専門部会や庁舎内グループウェアを活用し、全職員で確認、共通認識を図るとともに、その推進機能として庁内プロジェクトチームを設置して検討を進めます。
- ・未来創生委員会における議論とともに、各種アンケート調査やワークショップを実施するなどの機会を通じて町民と職員と協働する仕組みの中で計画づくりを進めます。

総合計画をつくる際に大切にしたい視点

現在の計画では『子育て、教育』を1丁目1番地の政策分野とし、これをきっかけに『回遊交流』(知って、来て、巡ってもらうこと) や『移住定住』(移り住んでもらうこと) につなげていくことを意識してきました。

この間、日本全体の人口が減少し始め、平成30年北海道胆振東部地震も重なって、当町では大幅な人口減少が進む中『ピンチをチャンスに』という合言葉のもと、魅力ある子育て・教育を知つていただき3年連続の人口の社会増（転入者数が転出者数を上回ること）という成果が現れたと考えられます。

まちの機能を維持するためには、引き続き多くの方に当町へ来ていただき、住んでいただくことが重要です。15年後に控える2040年問題（人口減少社会がもたらす問題の総称）を克服する社会を見据えながら、次の大きな4つの課題を踏まえ、町民と行政の協働による理想の将来像を定めます。

【安平町を取り巻く主な環境の変化（直面する社会課題）】

①担い手不足、働き手不足と社会情勢

人口減少社会がもたらす自治会、町内会活動をはじめとした各種活動の担い手不足、生産年齢人口の減少による働き手不足と共に伴う税収減や物価高騰、社会保障費などの費用の増大に対応した計画とします。

②町民参画によるみんなにやさしいまちづくり

まちづくり基本条例では「町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有し、自らが主役としての責任と役割を担い、積極的にまちづくりへ参画することに努める」ことが規定されています。また、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」による子どもの権利に関する理念を背景に、計画の策定にあたっては、子どもを含めた全世代の町民と行政による話し合いを通じて、それぞれの役割と責任を確認するとともに、町民一人ひとりがまちづくりに関心と責任を持ち、郷土への誇りを育むため、ひとりでも多くの町民に参画いただきながら計画をつくります。

③多様な人々を包み込む

性や心身の多様な状況の受容など、価値観やライフスタイルの変化に伴うニーズ（皆さんのが大切にし、求めるもの）の多様化や外国に由来のある労働者の増加による多文化共生、農福連携を中心としたしうがいのある方々のさらなる活躍機会の向上を念頭に置いた共生社会の実現など、一人ひとりが生き生きと、楽しく、このまちでさまざまに居場所を確保し、活躍できる計画とします。

④地域資源を活用した地球温暖化への対応

待ったなしに進展する気候変動とこれに伴い増大する災害へ対応するために、ゼロカーボンシティを意識した既存公共施設、地域資源としてのストックの有効活用に留意した計画とします。



以上4つの視点をもちながら、変動的で不確実で複雑曖昧な先行きの見えにくい社会に対応し、自治体本来の目的である『町民の福祉（幸せ）の増進』に努めます。

総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ ②2751

あびらの未来を、みんなで考える。

新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来のかたちを決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれていきます。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

前回のおさらい

前号では、第3次総合計画の策定方針（計画づくりの方向性）をお知らせしました。具体的には、次の社会課題（安平をとりまく環境変化）を念頭に、町民の皆さんの「幸せ」の増進を図っていくこととしています。

- ・担い手不足と働き手不足
- ・町民参画による「みんなにやさしいまちづくり」
- ・外国に由来のある方や、しうがいのある方々との共生
- ・待ったなしで進む地球温暖化



未来創生委員会への諮問

8月27日に「安平町未来創生委員会」が開催されました。この委員会は、次の目的により活動するために設置されています。

目的 安平町が直面する少子高齢化などによる人口減少を克服し、未来にわたって活力を維持すること。

活動内容 町長の諮問に応じて、総合計画の策定に関するることなどを調査審議し、答申する。

※「諮問」とは、法令上定められたことについて意見を求める事。これに答えることを「答申」と言います。

■未来創生委員会（第6期） ※このほか、外部有識者として3名の専門家にご助言いただいています。

委員氏名（よみ）	
1	小林 正道（こばやし まさみち）
2	島田 裕之（しまだ ひろゆき）
3	山内 淳（やまうち あつし）
4	西嶋 基（にしじま もとい）
5	藤根由美子（ふじね ゆみこ）
6	辰巳 知行（たつみ ともゆき）
7	狩野 亮（かのう あきら）

委員氏名（よみ）	
8	菊地恵理子（きくち えりこ）
9	西本 晴美（にしもと はるみ）
10	吉田 圭介（よしだ けいすけ）
11	大井 俊平（おおい しゅんpei）
12	佐々木 弘（ささき ひろし）
13	小野寺 捷（おのでら ちかし）
14	高橋 光暢（たかはし みつのぶ）

※敬称略

委員長への諮詢の内容

町長より委員長へ、次のとおり諮詢されました。

これに基づき、外部有識者を含む委員の皆様と、令和8年度末までに議論を進めてくこととなります。会議の内容は、町公式ホームページで隨時公開しています。

令和7年8月27日

安平町未来創生委員会
委員長 小林 正道 様

安平町長 及川 秀一郎

第3次安平町総合計画の策定について（諮詢）

令和8（2026）年度をもって第2次安平町総合計画の計画期間が終了するため、令和9（2027）年度から令和16（2034）年度を計画期間とする第3次安平町総合計画を策定します。

この計画の内容について、安平町未来創生委員会条例第2条第1項第1号の規定に基づき、調査審議を賜りたく諮詢します。

記

1 計画区分

(1) 基本構想

令和9（2027）年度を初年度とし、令和16（2034）年度を目標年度とする8年間を展望した基本的な目標を樹立するもの。

(2) 基本計画

基本構想に基づく令和9（2027）年度から令和12（2030）年度までの前期4か年の分野別の目標と施策を樹立するもの。

2 訒問内容

町民が策定段階から参画できるようにすることに努めると規定した「安平町まちづくり基本条例」の理念にのっとり、前項1に規定する計画の策定に係る全ての過程を包括して諮詢する。



【総合計画に関するご意見】

随时、受け付けています。インターネットからも受け付けていますので、ぜひご活用ください。右記二次元コードからもアクセスできます。



インターネット受付先：<https://www.harp.lg.jp/kyFPjdtc>

郵送先：〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課 宛

FAX送付先：FAX②2026

総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎ ②2751

あびらの未来を、みんなで考える。

新しい総合計画づくりが始まります

「総合計画」は、町の未来のかたちを決める大切な計画です。

現在、平成29年度から始まった第2次総合計画に基づき、令和8年度までの10年間で、さまざまな取り組みが進められています。

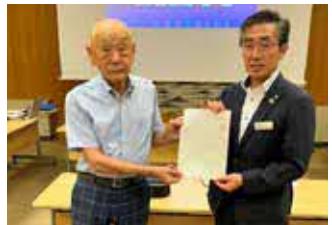
この計画は、教育や子育て、人づくりやコミュニティづくり、経済や産業、健康や福祉、生活環境や生活基盤など、安平町に関わるあらゆる分野の「方向性」を示す「まちづくりの設計図」であり、将来の「ありたい姿」を出発点として定め、そこに向かうための道筋が段階的に描かれています。

本ページでは、計画に関するお知らせや令和9年度からスタートする「第3次総合計画」の策定へ向けた町の取り組みなどについてお知らせします。

前回のおさらい

前号では、8月27日に新たに委嘱された「安平町未来創生委員」の皆様に対し、町長から第3次総合計画の策定に関して諮詢された内容と様子をお知らせしました。

具体的には、下記事項を未来創生委員会へ諮詢しています。



- ・令和9（2027）年度から令和16（2034）年度の8年を計画期間とする、基本的な目標を定める「基本構想」づくり
- ・令和9（2027）年度から令和12（2030）年度の4年を計画期間とする、分野別目標とその具体的取り組みを定める「前期基本計画」づくり

広報あびら9月号で、第3次総合計画策定に向けた方針を取り上げましたが、その後に「自治体本来の目的である「町民の福祉（幸せ）の増進」に努めます」と結びました。

今号では、この結びの部分を少し掘り下げていきます。



自治体（地方公共団体）の役割

安平町（地方公共団体）の存在を規定する『地方自治法』という法律の中に、地方公共団体の“役割”が書かれています。

【地方自治法 第1条の2第1項】

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

この役割を達成することが、安平町（地方公共団体）としての“目的”ということになります。

住民の福祉

ここでいう「福祉」とは、いったいどういう意味なのでしょうか。地方自治法には意味が直接書かれていなかったため表現の仕方はさまざまですが、おおむね次のとおりと理解されています。

【福祉の意味】

心身ともに健康で、安心して、自分らしく暮らすことができるよう、社会全体で支えること。

児童福祉や、高齢者福祉など分野的、制度的な意味での「福祉」よりも意味が広いたま～



Well-being（ウェルビーイング）

この言葉を聞いたことがあるでしょうか。WHO（世界保健機関）では、50年以上前からこの考え方方に着目して取り組みが進められてきました。

SDGs（持続可能な開発目標）という国際連合が定めた世界共通の具体的目標を実現するための中心的理念にも据えられています。また、日本政府としても、各種計画や指標づくりの中で重視されるべき考え方として取り入れられています。

【ウェルビーイングの意味】

身体的にも、精神的にも、社会的にもできるだけ良いとされる状態のこと。

まとめ 第3次総合計画で大切にしたい考え方

「福祉」と「ウェルビーイング」は、端的に表現すれば住民の皆様の『幸せ』につながりますが『幸せ』のかたちは人それぞれです。その多様な『幸せ』のかたちを追求できるような土台作りが「まちづくり」であり、その設計図が総合計画だと捉えています。

この総合計画の策定を義務付ける「町の憲法」といわれる「安平町まちづくり基本条例」には、次のような目的が明記されています。

【安平町まちづくり基本条例第1条】

この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

第3次総合計画は、多様な価値観を持つ町民の皆さんができるさまざまな形の「幸せ」を実現し、安平町で安心、安全に暮らすことを目指すための計画です。

【総合計画に関するご意見】

随時、受け付けています。インターネットからも受け付けていますので、ぜひご活用ください。右記二次元コードからもアクセスできます。



インターネット受付先：<https://www.harp.lg.jp/kyFPjdtc>

郵送先：〒059-1595 安平町早来大町95番地 安平町役場政策推進課 宛

FAX送付先：FAX②2026

総合計画に関する問合せ 政策推進課政策推進グループ ☎②2751

【議事（4）安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略について】

地方版総合戦略の検証・見直し

「地方版総合戦略」とは、当町で言う「安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を指すもの。

国は年内に、北海道においては年度内に、それぞれ総合戦略を策定することから、当町もこれを踏まえて進めていく必要がある。

- 令和7年6月13日、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を示す「基本構想」を閣議決定。
- 国は、「基本構想」で示した方針を踏まえ、地方創生2.0の取組に早急に取り掛かるとともに、「目指す姿」の実現に向けた具体的な施策を記述した「総合戦略」を年内に策定する。
- 地方公共団体においては、今後、基本構想を参考に、下記①及び②に取り組むことが求められる。
 - ① 地方創生2.0を推進する取組の早期着手
 - ・ 基本構想において、「政策パッケージ(基本構想 第3章 6)」として、国が、速やかに取り組む政策やプロジェクトについて、当面の具体的な取組目標とあわせて盛り込んでいるため、ご参照ください。
 - <留意事項>
 - ・好事例を参考とする場合、先進的な取組の成果を、そのまま他地域に模倣・移植するという「コピー」の考え方ではなく、各地域の特性や資源、課題に応じて柔軟に取り入れることが重要である。
- ② 地方版総合戦略の検証及び見直し
 - ・ 地方公共団体は、国の「総合戦略」を勘案し、地方版総合戦略の策定に努めることとされている。
 - ・「地方創生2.0」は、10年前の「地方創生1.0」の単なる延長ではないため、地方版総合戦略の策定(改訂)には、一定の準備期間を要すると見込まれる。そのため、総合戦略の策定前から、基本構想をもとに検証・見直しを進めることが重要である。

(次ページに続く)

②地方版総合戦略の検証及び見直し(続)

- ・ 具体的には、基本構想の「これまでの地方創生10年の成果と反省(基本構想 第2章 4)」、「目指す姿(基本構想 第3章 1)」「地方創生2.0の基本姿勢・視点(基本構想 第3章 2)」を参考に、地域の多様なステークホルダー、若者や女性を巻き込み、各団体におけるこれまでの10年間の取組の成果と課題の検証・現行の地方版総合戦略の見直しに取り組むことが求められる。

- <留意事項>
- ・当面の人口減少を正面から受け止めつつ、地域の産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業(産官学・金労言士)等や、幅広い層の住民など、多様な主体が関わる機会を設けた上で、各団体のこれまでの10年間の取組の成果と課題の検証・地方版総合戦略の見直しに取り組むことが求められる。その際には、多様な主体の「意見を聞く」にとどまるのではなく、議論を行うことが重要である。
 - ・幅広い意見を聴取し議論を進めるため、地方版総合戦略の議論の場には、若者や女性の参画の確保に努めることが重要である。多くの地方公共団体において、地域住民や産官学金労言士等で構成する組織体が設けられているが、本観点も踏まえ、体制整備に努めることが重要である。
 - ・また、広域自治体である都道府県には、まずは、市町村に先行して、都道府県版総合戦略の評価・検証を進めることが求められる。

- また、国においては、自治体職員向け説明会を実施するなど、各団体の取組が進むよう、必要な支援を行う。

【議事（4）安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略について】

（参考）地方創生2.0「基本構想」の構成

○はじめに（第1章 p.1-2）

- ・2014年に「地方創生」を開始して以降、様々な好事例が生まれたことは、大きな成果である。一方、好事例が「普遍化」することではなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。
- ・人口減少が進む今、人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換が必要。「地方創生2.0」は、10年前の「1.0」ではなく、全く新しいものであり、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造」として、力強く進めていく。

○まず、地方創生10年の成果と反省を行った（第2章 p.3-14）

- ・成果のほか、これまでの国の総合戦略のKPIの進捗状況等も踏まえ、4点の反省すべき点等、振り返りを行った。
- ・また、振り返りに際しては、当事者（※）を巻き込んだ議論も行った。※例えば、生まれ育った地元を離れる決断をした若年層の女性たち等

○そして、次の10年を見据え、「目指す姿」を提示（第3章 1 p.15-19）

- ・地方創生2.0は、国と共に、地域の住民や産官学金労言士等が一体となって実現を目指すものであり、「みんなで取り組むもの」、「みんなで実現を目指す社会像」である。そのため、目指す姿を共有し、共通の理解の下で進められることが重要。
- 目標：「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る。14個の定量的な目標を提示。

○各関係者が、総合的に取組を推進するために、「1.0」の反省を踏まえ、「基本姿勢・視点」を6つ提示（第3章 2 p.20-26）

- (1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開
- (2) 若者や女性にも選ばれる地域づくり
- (3) 異なる要素の連携と「新結合」
- (4) AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装
- (5) 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進
- (6) 好事例の普遍化（点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携）

○「目指す姿」を創出するため、「基本姿勢・視点」を踏まえつつ、5本柱により「地方創生2.0」を力強く展開（第3章 3 p.27-28）

- (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
- (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
- (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- (5) 広域リージョン連携

○地方創生2.0の推進に向けて、各主体が果たす役割（第3章 4 p.29-34）

- ・地域の多様なステークホルダーが「みんなで取り組む」ことが必要なため、役割分担に基づき、各主体が相互理解と信頼の下、推進していく。
- (1) 国の役割 (2) 地方公共団体の役割 (3) 地域のステークホルダーの役割

○今後の進め方（第3章 5 p.35）

○政策パッケージ（第3章 6 p.36-66）

令和6年度物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況及び効果検証

令和6年度事業の全体効果について : 非常に有効					【KPI達成度】事業計7本のうち、 ・KPI達成 7本(100%) ・KPI未達 0本(0%) ・未計測 0本(0%)				【事業効果】事業計7本のうち、 A:非常に有効 7本(100%) B:有効 0本(0%) C:やや有効 0本(0%) D:効果無し 0本(0%)		
---------------------------------	--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------	--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(単位:円)

事業名	担当課	事業の概要 ①目的・概要 ②交付金を充当する経費内容等 ③事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	総事業費 (円)	交付金 充当額(円)	成果目標	成果目標の実績 (令和6年度末)	達成度	事業の効果 A:非常に有効 B:有効 C:やや有効 D:効果なし	事業の検証 (感染防止効果、経済効果など)
安平町低所得者世帯臨時給付金	健康福祉課	①価格高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、生活を維持するため、7万円／世帯を支給する。 ②R5住民税非課税世帯1,245世帯×7万円のうち、R6計画分 ③R5低所得世帯(令和5年度住民税非課税世帯)	R5.12	R6.5	22,918,000	22,918,000	支援対象世帯数:1,245世帯	1,245世帯	KPI達成	A	低所得世帯のすべてへ支給し、生活支援に寄与することができたと評価する。
安平町物価高騰対策低所得者世帯臨時特別給付金及び定額減税補足給付事業	健康福祉課	①物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するため、次の区分により支給する。 ②R5年度住民税均等割のみ課税世帯219世帯×10万円、R6年度非課税化世帯151世帯×10万円、R6年度均等割のみ課税化世帯59世帯×10万円、子ども加算163人×5万円、定額減税を補足する給付の対象者2,139人計5,125万円のうちR6計画分	R6.2	R6.11	71,296,757	71,296,757	左記対象世帯(者)に対して令和6年7月までに支給を開始する。	7月に支給を開始し、11月までに左記全ての世帯へ支給済み	KPI達成	A	物価高騰が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、また、早期にこれを実施することで、生活支援に寄与することができたと評価する。
安平町消費拡大地域活性化事業(物価高騰等へ対応する臨時プレミアム付商品券)	商工観光課	①コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者及び商工業者を支援するため、商工会が実施するプレミアム商品券の発行支援を行う。 ②プレミアム率20%(2,000円)×11,174セット=22,348千円+事務費一計24,570,333円 ③安平町商工会、安平町民、商工業者	R6.6	R7.2	24,570,333	16,000,000	地域への経済効果:1億円	133,592,000円	KPI達成	A	本事業では、総事業費約2,457万円に対し1億3千万円超が町内で循環したことになり、本事業目的の地域経済の循環に大きな効果が得られたものと評価している。
ハイヤー事業確保臨時対策事業	政策推進課	①燃料高騰の影響を受けるハイヤー事業の維持継続を目的として、町内唯一の運送事業者へ係る費用を補助する。 ②町内移動の運賃の1/2を補助、近隣医療機関への運賃の1/2を1回上限で補助 ③ハイヤー事業者	R6.4	R7.3	5,306,665	5,306,665	当該事業におけるハイヤー利用者数(年間):7,000人	8,484人	KPI達成	A	燃料高騰の影響下においても、町内唯一のハイヤー事業者の維持継続に寄与したと評価する。
学校給食保護者負担軽減事業	教育委員会事務局	①食材価格高騰分を保護者負担増(給食費値上)で賄うのではなく、本交付金を充当し教職員分を除いた保護者負担を軽減する。 ②R6給食費高騰分 ③安平町、生徒保護者	R6.4	R7.3	3,134,676	3,134,676	負担軽減対象世帯数:全世帯	対象全世帯	KPI達成	A	食材費高騰が著しい中、保護者の負担を増やすことなく栄養価が充足した給食の提供に寄与したと評価する。
スポーツセンター事業継続支援事業	教育委員会事務局	①エネルギー価格の高騰に伴う燃料・電気料金の増大に対し、安平町スポーツセンター指定管理者への負担軽減の支援を行なう。 ③R6電気使用料見込額－当初基準管理費(電気料) ④指定管理施設受託事業者	R6.4	R7.3	4,049,962	4,049,962	支援事業者数:1件	1施設	KPI達成	A	エネルギー価格の高騰下においても、事業の実施や施設の運営ができ、継続的な施設利用の促進に寄与したと評価する。
道の駅事業継続支援事業	商工観光課	①エネルギー価格の高騰に伴う道の駅電気料金の増大に対し、指定管理者への負担軽減の支援を行なう。 ③(指定管理料対象経費の電気料金－R6電気料金)×既定負担割合 ③指定管理施設受託事業者	R6.4	R7.3	815,000	373,697	支援事業者数:1件	1施設	KPI達成	A	エネルギー価格高騰相当分を支援することにより、施設管理経費の負担増を抑制し、地域の観光拠点の安定運営に寄与したと評価する。

事業概要【関係人口の拡大による地域産業活性化プロジェクト】

推進当初

申請者	北海道安平町	初回採択回	令和5年度第1回募集
事業計画期間	R5～R7年度	期間中の総事業費 (カッコ内はR6年度事業費)	36,202千円 (11,924千円)
事業タイプ・類型	地方創生推進タイプ・横展開型	事業分野 (詳細)	まちづくり分野
目的 (効果)	観光施策として交流人口や関係人口、リピーター層の増加を果たしながら、その来訪層を町内での起業や事業継承に誘い、商工分野の課題である商店街の活性化を目指していく。		
事業概要・主な経費	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ブランディングとご当地商品の開発支援 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブランド構築事業（委託料）5,412千円 ・商品開発支援補助金（補助金：補助認定審査会で補助先を決定する、1/2もしくは10/10、地域資源を活かした商品開発への補助）4,520千円 ●新たな創業や事業継承の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・創業塾支援事業（補助金：安平町商工会、定額補助、新規創業者への学習機会開設経費）342千円 ・事業継承バンクの運用、サポート事業（委託料）1,650千円 		
KPI	①安平町の観光客数 (+9千人) ②新規商品開発件数 (+12件) ③新規起業件数 (+6件) ④事業継承相談数 (+8件)	関連URL	https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業実施報告（様式1）

○回答欄について
□ : 記述式 □ : ブラウザ選択式 □ : 半角数字での記述式

都道府県名	北海道	市町村名	安平町
コード	1585		

担当部局課名	商工観光課	担当者氏名	高橋 充年
メールアドレス	kankou@town.abira.lg.jp	電話番号	0145-29-7083

注) 都道府県名及び市町村名をブラウザ選択（都道府県の回答の場合、市町村名は不要）

注) コードは自動で表示（記載不要）

※ 事業実施報告は「事業ごとに」それぞれ1ファイル作成してください。

I. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業の振り返り

A. 基礎情報

○交付事業の概要 【全員】

1. 本事業の事業名称、実績額、単独事業と広域事業の別、事業実施計画の申請時点のテーマなどをお聞かせください。
また、本事業を通して解決したいと考えている課題とその課題に対する取組について、最も適切だと思う分類をお選びください。 【全員】

事業名称	実績額 [単位：円] (事業費ベース)			単独事業と 広域事業の別	事業実施計画 (申請)段階 のテーマ	事業タイプ	事業開始年度	事業実施期間
関係人口の拡大による地域産業活性化プロジェクト	ア.令和6年度国費実績額 イ.令和5年度以前の国費実績額	¥5,653,900	ア.令和7年度以降の国費見込額 イ.事業期間を通じた国費支援額（一部見込みを含む）	¥5,962,000 ¥17,792,900	単独	【地方への人材の流れ】人材分野	横展開型	R05年度 3年

※「ア.令和6年度国費実績額」には令和5年度から令和6年度への繰越額も含んだ金額を記載ください。

注) 単独事業と広域事業の別、事業タイプは自動で表示（記載不要）

※「イ.令和5年度以前の国費実績額」の欄には、令和5年度以前の実績報告における国費額を足し、あがけ金額（実績報告後の実績額再確定を反映していない金額）を自動反映していますので、実績報告後の実績額再確定等により自動反映されている国費額と実際の国費額に相違がある場合には、恐れ入りますがこの欄に正しい国費額（実績報告後の実績額再確定を反映した金額等）を入力してください。

※「ア.令和7年度以降の国費見込額」には、実施計画書に記載の交付対象事業費を2分の1した国費見込額（令和7年度以降の合計金額）を記載してください。

※令和5年度以前に終了した事業の場合

「ア.令和6年度国費実績額」及び「ア.令和7年度以降の国費見込額」は「0円」と記載ください。

本事業における課題の分類 〔別紙「選択肢」シートの凡例〕	課題に対して実施する取組の分類 〔別紙「選択肢」シートの凡例より選択〕	
	大分類	詳細分類
⑤産業活力の低下	d.地域の経済を活性化させる取組	①地場産業の発展・改善（共同研究、共同開発、担い手育成）

1-1. 本事業の支出実績額の内訳（国費）について、貴団体が支払った相手先の業種別（①～⑩）にお聞かせください。 【全員】

令和6年度の支出の内訳（国費ベース）【単位：円】 ※概数で結構です										令和6年度国費実績額（ア） [単位：円]	
①農林水産	②建設	③製造	④情報通信	⑤運輸・郵便	⑥商業（卸・小売）	⑦金融・保険	⑧不動産・物品借貸	⑨サービス	⑩その他	①～⑩の合計	
					11,308,000					11,308,000	5,653,900

注) 支払い済み、支払相手が属する業種①～⑩欄に当該支払額を記入してください。

注) ある支払い先が③～⑩のどの産業分類に該当するか判断することが難しい場合には、「別紙「設問1（産業分類）」シートを参考し、代表的な産業分類に計上ください。

注) 支払い相手先業種別の内訳は、概数で結構です。（①～⑩の合計）が、最右欄の「令和6年度国費実績額（ア）」に概ね一致しているか確認ください。

1-2. 本事業の事業概要についてご記載ください。

八日市市社会において自ら体験での獲得経験が極く中で効果的な結果を出すために、交流人口や関係人口の加入を重要な要素として取り、地域外からの来訪者やリピーターとの交流や消費力を地域ぐるに活かす取組を進めています。具体的には観光目的地リピーターの知名度を高め、立地の好条件を生かした来訪客を多く獲得し、地域外からの消費力や人のつながりを地域ぐるに活かしていく計画です。

1-3. 事業の中、「デジタル社会の形成への寄与」に関する取組が含まれる場合は、デジタル社会の形成に寄与することが期待される理由を選択の上、具体的な取組内容をご記載ください。

理由	具体的な取組内容
③地方を支えるデジタル基盤の整備	事業推進における一環の中で、オンライン業務への体制整備として、商店街へコーニングスペースを開設する。
①地方の課題を解決するためのデジタル実装 ②デジタル人材の育成・確保	事業推進における一環の中で、オンライン業務への体制整備として、商店街へコーニングスペースを開設する。

注) 複数の理由が当てはまる場合は、より近いと思われるものを1つお選びください。「デジタル社会の形成への寄与」に関する取組が含まれない場合は、空欄としてください。

注) 「デジタル社会の形成への寄与」に関する取組の記載にあたっては、「別紙「設問1（デジタル技術を活用した取組内容）」シートの例を参考にご記載ください。

＜凡例：選択肢＞

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ① 地方の課題を解決するためのデジタル実装 | ③ 地方を支えるデジタル基盤の整備 |
| ② デジタル人材の育成・確保 | ④ 個人取り残さない社会の実現 |

B. KPIの設定・成果

○交付金事業における重要業績評価指標（KPI）の設定、及び成果の確認、「広域（代表）及び単独事業のみ】

2. 本事業における重要業績評価指標（KPI）の名称、意味付け、当初値・目標値・実績値等について、お聞かせください。

*設問2は、広域事業の非代表の場合は記入不要です。
※設問ア～エ（設問イ～ウを除く）は、事業実施計画を確認してご記載ください。設問イ～ウにつきましては最も適切だと思う分類を選択ください。

KPIの意味付け	ア. 本事業における重要業績評価指標（KPI）の名称		KPI1 → 安平町の観光客数	KPI2 新規商品開発件数	KPI3 新規起業件数	KPI4 事業継承相談数
	イ. KPIの分類（大分類）		c. 地域の魅力向上関連指標			
	※「別紙 選択肢」シートの凡例より選択ください。		d. 地域経済活性化関連指標			
	ウ. KPIの分類（小分類）		③利用者数（施設・設備利用者数、イベントなどの参加者数、など）			
	※「別紙 選択肢」シートの凡例より選択ください。		⑥特産品・旅行商品開発数			
	エ. KPIの分類（対象）		④起業者数の増加			
	※右記の凡例より選択ください。 ①インバウンド ②アウトバウンド ③交付金事業のアウトカム ④総合的なアウトカム		⑤企業機会の増加（企業マッチング件数、商談成立件数など）			
	※右記の凡例より選択ください。 ①例：選択肢（注）下記①～④で想定するKPIの具体イメージについては、「別紙 設問2（KPIの意味付け・分類）」シートをご参照ください。		③交付金事業のアウトカム			
	※右記の凡例より選択ください。 ①例：選択肢（注）下記①～④で想定するKPIの具体イメージについては、「別紙 設問2（KPIの意味付け・分類）」シートをご参照ください。		③交付金事業のアウトカム			
	※右記の凡例より選択ください。 ①例：選択肢（注）下記①～④で想定するKPIの具体イメージについては、「別紙 設問2（KPIの意味付け・分類）」シートをご参照ください。		③交付金事業のアウトカム			
KPIの当初値	オ. 事業実施計画の申請時点		当初値 [単位] → 832千人 計測年月 → 2023年3月	当初値 [単位] 0件 計測年月 → 2023年3月	当初値 [単位] 2件 計測年月 → 2023年3月	当初値 [単位] 0件 計測年月 → 2023年3月
	※事業実施計画上の「事業開始前（現時点）」をご記載ください。					
	（継続事業のみ）カ. 令和5年度の事業終了時点		当初値 [単位] → 933千人	当初値 [単位] 9件	当初値 [単位] 6件	当初値 [単位] 2件
	（継続事業のみ）キ. 令和2年度増加分		目標値（増分） [単位] → 千人	目標値（増分） [単位] 件	目標値（増分） [単位] 件	目標値（増分） [単位] 件
	（継続事業のみ）ク. 令和3年度増加分		目標値（増分） [単位] → 千人	目標値（増分） [単位] 件	目標値（増分） [単位] 件	目標値（増分） [単位] 件
	（継続事業のみ）ケ. 令和4年度増加分		目標値（増分） [単位] → 千人	目標値（増分） [単位] 件	目標値（増分） [単位] 件	目標値（増分） [単位] 件
	（継続事業のみ）コ. 令和5年度増加分		目標値（増分） [単位] → 3千人	目標値（増分） [単位] 4件	目標値（増分） [単位] 2件	目標値（増分） [単位] 2件
	（継続事業のみ）サ. 令和6年度増加分		目標値（増分） [単位] → 3千人	目標値（増分） [単位] 4件	目標値（増分） [単位] 2件	目標値（増分） [単位] 2件
	シ. 上記キ～サの累計（自動表示）		目標値（増分） [単位] → 6千人	目標値（増分） [単位] 8件	目標値（増分） [単位] 4件	目標値（増分） [単位] 4件
	ス. 備考欄		目標値や目標年月を、半角数字で記入することが出来ない、その他上表に記載困難な場合には、以下備考欄をご活用ください。			
事業実施計画の申請時点での、KPIの目標値設定	（継続事業のみ）セ. 令和2年度増加分の実績値		実績値（増分） [単位] → 千人	実績値（増分） [単位] 件	実績値（増分） [単位] 件	実績値（増分） [単位] 件
	（継続事業のみ）リ. 令和3年度増加分の実績値		実績値（増分） [単位] → 千人	実績値（増分） [単位] 件	実績値（増分） [単位] 件	実績値（増分） [単位] 件
	（継続事業のみ）タ. 令和4年度増加分の実績値		実績値（増分） [単位] → 千人	実績値（増分） [単位] 件	実績値（増分） [単位] 件	実績値（増分） [単位] 件
	（継続事業のみ）チ. 令和5年度増加分の実績値		実績値（増分） [単位] → 101千人	実績値（増分） [単位] 9件	実績値（増分） [単位] 4件	実績値（増分） [単位] 2件
	（継続事業のみ）ツ. 令和6年度増加分の実績値		実績値（増分） [単位] → 139千人	実績値（増分） [単位] 6件	実績値（増分） [単位] 4件	実績値（増分） [単位] 1件
	（継続事業のみ）イ. 目標値に対する達成度合い		目標値に対する達成度合い → 150 %	目標値に対する達成度合い ①目標値を達成	目標値に対する達成度合い 200 %	目標値に対する達成度合い ①目標値を達成
	（継続事業のみ）ウ. ①目標値を達成		目標値に対する達成度合い ②目標値の7割以上達成	目標値に対する達成度合い ③目標値の5割以上達成	目標値に対する達成度合い ④目標値の達成は5割未満	
	※目標値に対する達成度合い（%）は、自動で表示されます。適切な表示となっていない場合のみ、目標値に対する達成度合い（①～④）をフルダウントで選択してください。					
	（継続事業のみ）エ. KPI増加分の累計（実績）		実績値（増分） [単位] → 240千人	実績値（増分） [単位] 15件	実績値（増分） [単位] 8件	実績値（増分） [単位] 3件
	（継続事業のみ）オ. 目標値に対する達成度合い		目標値に対する達成度合い → 188 %	目標値に対する達成度合い ①目標値を達成	目標値に対する達成度合い 200 %	目標値に対する達成度合い ②目標値を達成
（継続事業のみ）カ. ②目標値を達成		目標値に対する達成度合い ③目標値の7割以上達成	目標値に対する達成度合い ④目標値の達成は5割未満			
※目標値に対する達成度合い（%）は、自動で表示されます。適切な表示となっていない場合のみ、目標値に対する達成度合い（①～④）をフルダウントで選択してください。						
（継続事業のみ）キ. 公表を希望するKPI（2つ）		<凡例：選択肢> ①KPI1 ②KPI2 ③KPI3 ④KPI4				
（継続事業のみ）モ. 公表を希望するKPI（2つ）		<凡例：選択肢> ①KPI1 ②KPI2 ③KPI3 ④KPI4				
ト. 備考欄		実績値や年月を、半角数字で記入することが出来ない、その他上表に記載困難な場合には、以下備考欄をご活用ください。				
KPIの実績値 ※見込みではなく実績をご記載ください。	ナ. 実績値累計（テ）の目標達成・未達理由（達成または未達になった理由、及び未達の場合は今後の解決策（案））		実績値による効果 → 新イベントの実施などが奏功したため	商品開発時点における専門家から開発者への支援体制が充実したため	業者への学習機会と相談体制を確立したため	企業1に対して希望者1のマッチングが進みつあり事業継承を希望する（受け付ける）地場企業の数が減りました
	○交付金事業の効果（地方創生の効果）【全員】		事業効果の内容・詳細			
①地方創生に非常に効果的であった		各メディアを活用した情報発信により交流人口の促進を図ることができ、リピーター確保に向けた商品開発や事業継承を含めた企業創業支援を実現した。				
<凡例：選択肢>						
①地方創生に非常に効果的であった		例：全てのKPIが目標値を達成するなど、大いに成果が得られたみなせる場合				
②地方創生に相当程度効果があった		例：一部のKPIが目標値に達しなかったものの、概ね成果が得られたみなせる場合				
③地方創生に効果があつた		例：KPI達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみせる場合				
④地方創生に効果がなかった		例：KPIの実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難い場合				

申請者	北海道安平町	初回採択回	令和6年度第1回募集
事業計画期間	R6-R8年度	期間中の総事業費 (カッコ内はR6年度事業費)	162,506千円 (46,114千円)
事業タイプ・類型	地方創生推進タイプ・横展開型	事業分野 (詳細)	地方への人の流れ分野
目的 (効果)	デジタル人材の育成の考え方を踏まえながら、子育て中の女性の就労が可能となる働き方の導入等により、仕事と子育てを両立し、安心して出産し子育てできる就労環境を提供すること。また、若年層が働きたいと思える就労場所の確保など「子育て・教育」環境の魅力化と新しい働き方を提供できる本当の意味での移住定住につなげる。こうした取組みを通じて、デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現を目指すもの。		
事業概要・主な経費	<p>女性や若年層の活躍をさらに推し進めるため、子育てと仕事を両立することができ安心して出産し子育てできる就労環境の提供、若年層が働きたいと思える就労場所の確保、これら取組みを安平町の新たなブランドとして定着させるためのブランディングと町内外へのプロモーションを推進していくために必要な取組みを、「あびらスマートワーク推進プロジェクト」として展開し、推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スマートワーク産業育成事業及び企業誘致推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクリソース事業 (短期プログラム) (委託費) 4,230千円 ・リスクリソース事業 (長期プログラム) (委託費) 9,876千円 ・サテライトオフィス誘致・事業誘致推進事業 (委託費) 10,829千円 ●ブランディング推進事業及びシティプロモーション事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生推進シティプロモーション事業 (委託費) 12,984千円 ・安平町ブランディング事業 (委託費) 8,195千円 		
KPI	①地域へのUIJターン数 (+30人) ②デジタル人材育成・確保数 (+45人) ③企業進出相談件数 (+45件) ④デジタル技術の町内事業者等への還元件数 (+5件)		
	関連URL	https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35	



デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業実施報告（様式1）

○回答欄について
□ : 記述式 □ : ブラウザ選択式 □ : 半角数字での記述式

都道府県名	北海道	市町村名	安平町
コード	1585		

担当部局課名	総務課	担当者氏名	月達
メールアドレス	ikanri@town.abira.lg.jp	電話番号	0145-22-2511

注) 都道府県名及び市町村名をブラウザ選択（都道府県の回答の場合、市町村名は不要）

注) コードは自動で表示（記載不要）

※ 事業実施報告は「事業ごとに」それぞれ1ファイル作成してください。

I. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）事業の振り返り

A. 基礎情報

○交付金事業の概要 【全員】

1. 本事業の事業名称、実績額、単独事業と広域事業の別、事業実施計画の申請時点のテーマなどをお聞かせください。
 また、本事業を通して解決したいと考えている課題とその課題に対する取組について、最も適切だと思う分類をお選びください。 【全員】

事業名称	実績額〔単位：円〕（事業費ベース）			単独事業と 広域事業の別	事業実施計画 (申請)段階 のテーマ	事業タイプ	事業開始年度	事業実施期間
デジタル人材の育成確保と企業致・創出を連動させたスマートワーク推進プロジェクト	⑦.令和6年度国費実績額 ¥22,924,275	⑨.令和7年度以降の国費見込額 ¥29,244,000	⑩.令和5年度以前の国費実績額 ¥0	⑪.事業期間を通じた国費支援額（一部見込みを含む） ¥52,168,275	単独	【地方への人の流れ】人材分野	横展開型	R06年度 3年

※「ア.令和6年度国費実績額」には令和5年度から令和6年度への繰越額も含んだ金額を記載ください。

注) 単独事業と広域事業の別、事業タイプは自動で表示（記載不要）

※「イ.令和5年度以前の国費実績額」の欄には、令和5年度以前の実績報告における国費額を足し、あげた金額（実績報告後の実績額再確定を反映していない金額）を自動反映していますので、実績報告後の実績額再確定等により自動反映されている国費額と実際の国費額に相違がある場合には、恐れ入りますが「イ」の欄に正しい国費額（実績報告後の実績額再確定を反映した金額等）を入力してください。

※「ウ.令和7年度以降の国費見込額」には、実施計画書に記載の交付対象事業費を2分の1した国費見込額（令和7年度以降の合計金額）を記載してください。

※令和5年度以前に終了した事業の場合

「ア.令和6年度国費実績額」及び「ウ.令和7年度以降の国費見込額」は「0円」と記載ください。

本事業における課題の分類 〔別紙1選択肢シートの凡例の選択〕	課題に対して実施する取組の分類 〔別紙1選択肢シートの凡例の選択〕	
	大分類	詳細分類
地方的魅力の低下	・生産性を向上させる取組	⑤ まち改（長時間制、性活支援）

1-1. 本事業の支出実績額の内訳（国費）について、貴団体が支払った相手先の業種別（①～⑩）にお聞かせください。 【全員】

令和6年度の支出の内訳（国費ベース）〔単位：円〕 ※欄数で結構です										令和6年度国費実績額（ア） 〔単位：円〕	
①農林水産	②建設	③製造	④情報通信	⑤運輸・郵便	⑥商業（卸・小売）	⑦金融・保険	⑧不動産・物品借貸	⑨サービス	⑩その他	①～⑩の合計	
				45,848,550						45,848,550	22,924,275

注) 支払い済み、支払相手が属する業種①～⑩欄に当該実績額を加算してください。

注) ある支払い先が①～⑩のどの産業分類に該当するか判断することが難しい場合には、「別紙1 調査1（産業分類）」シートを参考し、代表的な産業分類に計上ください。

注) 支払い相手先業種別の内訳は、概数で結構です。（「①～⑩の合計」が、最右欄の「令和6年度国費実績額（ア）」に概ね一致しているか確認ください。）

1-2. 本事業の事業概要についてご記載ください。

任や年齢をさらに推進進めることで、育て仕事を立てることができ女性として出産し育ててできる環境の、年がさかいでいる場所の確保、これまでの取り組みを安平町の新にパン屋として、させための、ランディング内外へのロケーションを推進していくため、必要な取組を「おうちスマートワーク推進プロジェクト」して実現・推進する。

1-3. 事業の中、「デジタル社会の形成への寄与」に関する取組が含まれる場合は、デジタル社会の形成に寄与することが期待される理由を選択の上、具体的な取組内容をご記載ください。

理由	具体的な取組内容
②デジタル人材の育成・確保	デジタルスキルを上げるリスキリングプログラムを展開し、クリエイティブや当町へ致するデジタル企業などデジタル関連業務で働くとなるようデジタル人材育成事業の実施。

注) 復数の理由が当てはまる場合は、より近いと思われるものを1つお選びください。デジタル社会の形成への寄与に関する取組が含まれない場合は、空欄としてください。

注) 「デジタル社会の形成への寄与」に関する取組の記載にあたっては、「別紙1 調査1（デジタル技術を活用した取組内容）」シートの例を参考にご記載ください。

＜凡例：選択肢＞

① 地方の課題を解決するためのデジタル実装	③ 地方を支えるデジタル基盤の整備
② デジタル人材の育成・確保	④ 個人取り残さない社会の実現

